

第4次 読谷村障がい者計画及び

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

ちむぐる
よみたん肝心プラン

ゆい ちむぐる

結の肝心で障がいのあるなしに関わらず、あるがままで安心して暮らせるむらづくり



令和6年3月

読谷村

はじめに

読谷村では、「全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ため、これまでも「読谷村障がい者計画」並びに「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスの提供体制を含めた、総合的な障がい者施策を推進してまいりました。



2021（令和3）年6月に事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けた障害者差別解消法が改正、2022（令和4）年5月の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行、さらに2022（令和4）年9月に国連障害者権利委員会から障がい者の強制入院の廃止やインクルーシブ教育の確立等に関する総括所見・改善勧告が公表されるなど、障がい者の権利や人権を尊重し、より社会参画しやすい法的条件整備等が行われてまいりました。

本村におきましても、このような障がい者を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、今回「第4次読谷村障がい者福祉計画」と「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定することで、よりよい福祉サービスの提供や基盤整備の推進が図られるとともに、必要とされる各種事業を利用しやすく、そして安心して日常生活を過ごすことができるための総合的な施策体系を示すものであります。

『「結の肝心」で障がいのあるなしに関わらず、「あるがまま」で安心して暮らせるむらづくり』という基本理念の下、村民一人ひとりがライフステージのあらゆる段階において積極的に社会活動に参加し、生きがいに満ちた人生を送れるむらづくりを進めることは、障がいの有無に関わらず、すべての村民にとって生きがいに満ちた豊かな人生を歩めるものであると確信しており、今後とも本村の福祉向上に努めてまいりたいと存じます。

結びに、本計画策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました皆様、そして慎重かつ活発なご審議を賜りました策定委員会の皆様に対し、心からの感謝と御礼を申し上げます。

令和6年3月

読谷村長 石嶺 傳實

本計画における「障がい」と「障害」の表記について

本計画においては、「障がい」と「障害」の表記を併用しています。その使い分けについては、下記の考え方に基づいて行います。

- 「障がい」の表記を用いる場合

「障がいのある方」、「障がいの理解」など、一般的な状況・事項を表す場合は、「障がい」の表記を用います。

- 「障害」の表記を用いる場合

「障害者総合支援法」、「障害者手帳」など、固有名詞や法律条文等において「障害」と表記されている場合には、「障害」の表記を用います。

目 次

第1章 計画策定にあたって〈共通事項〉	1
1. 障がい福祉分野の動向	1
2. 社会情勢の変化(障害者基本計画(第5次)より)	6
3. 各分野に共通する横断的視点(障害者基本計画(第5次)より)	7
4. 計画の位置づけと趣旨	9
5. 村の関連計画との位置づけ	9
6. 計画の期間	10
7. 計画の策定体制	10
第2章 障がい者を取り巻く状況〈共通事項〉	11
1. 読谷村の人口概況等	11
2. 障がい者の状況	12
3. 障がいのある児童生徒の保育及び教育環境	15
4. アンケート調査結果	16
第3章 第4次読谷村障がい者計画〔2024(令和6)年度～2029(令和11)年度〕	23
1. 基本理念	23
2. 各施策に共通する視点	23
3. 施策の体系	25
4. 第3次読谷村障がい者計画の評価	26
5. 具体的な取り組み	29
基本目標1 あるがままの意識を共有するむらづくり	29
基本施策1 障がい者福祉について住民全体の意識を高める	29
基本施策2 障がいのある子どもの育ちと学びを保障する	32
基本施策3 障がいのある人とない人の交流を進める	35
基本目標2 住み慣れた地域で暮らし続けられるむらづくり	39
基本施策1 障がいのある人の地域生活を支える	39
基本施策2 障がいに応じて働ける場を確保する	41
基本施策3 安心して暮らせる生活環境をつくる	44
基本目標3 必要なサービスが必要な時に利用できるむらづくり	48
基本施策1 必要な人に必要なサービスが得られるようにする	48
基本施策2 地域の中で人と人が支えあう	52

第4章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画	
[2024（令和6）年度～2026（令和8）年度]	55
1. 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	55
2. 前期計画の評価	62
3. 読谷村第7期障がい福祉計画	70
4. 読谷村第3期障がい児福祉計画	76
5. 指定障がい福祉サービス等の見込み量の設定	79
6. 地域支援事業の見込み	89
第5章 計画の進行管理	92
1. 計画の推進体制の構築	92
2. 計画の進行管理	92
参考資料	93

第1章 計画策定にあたって〈共通事項〉

1. 障がい福祉分野の動向

(1) 措置制度から支援費制度へ

2000（平成12）年6月に社会福祉事業法が改正され社会福祉法が成立し、それまでの行政の「措置制度」による施設収用型の福祉から、障がい者が自ら主体的にサービスを選択し、事業者などと契約することができる「支援費制度」へと移行しました。

(2) 障害者基本法の改正

1970（昭和45）年に制定した心身障害者対策基本法が1993（平成5）年の改正とともに障害者基本法に改名されました。さらに2004（平成16）年6月の改正では、障がいを理由とする差別や権利侵害の禁止が新たに盛り込まれました。市町村の「障がい者計画」の策定についても、努力義務から義務規定に改められました。2011（平成23）年8月の改正では、第一条目的既定の見直し、第二条障害者の定義の見直し（発達障がい、社会的障壁によるもの等を明記）、第三条地域社会における共生等に関する見直し、差別の禁止（第四条）、国際的協調（第五条）などが新設されました。

(3) 発達障害者支援法の施行

2005（平成17）年4月に発達障害者支援法が施行され、それまで十分な対応がなされてこなかった発達障がい者（児）への支援が法的に明確化されました。

(4) 障害者自立支援法の施行と障害者総合支援法への改正施行

2006（平成18）年4月に障害者自立支援法が施行され、障害福祉サービスの一元化、地域移行の促進、就労支援の強化、サービス支給決定の透明化や明確化、その費用についてサービス量及び所得に応じて1割負担する等、社会全体として支える仕組みが構築されました。

ところが、障がいの程度が重くサービスの利用が欠かせない人ほど、費用負担が重くなるという矛盾が生じたため、2012（平成24）年4月に障害者自立支援法が改正・施行され、利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域での自立生活支援の充実が示されました。

2013（平成25）年4月に、障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、障害者総合支援法）として改正施行され、障がい者の定義に「難病」等を追加、2014（平成26）年4月からは、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されています。

(5) 障害者権利条約の批准

2006（平成 18）年 12 月に、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）が第 61 回国際連合総会において採択されました。この条約は、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約です。わが国においては、権利条約の批准に向け、障がい者制度改革推進会議において、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の制定、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別禁止法）の制定等の制度改革に向けた検討などが進められました。

なお、2013（平成 25）年 12 月に国会において権利条約の批准が承認、2014（平成 26）年 2 月に発効しました。

国連には、権利条約を批准した国から選出された 18 名の独立した専門家で構成された「障害者権利委員会」が設置されており（第 34 条）、条約に基づき、日本政府はどのような取り組みをしてきたか、障害者権利委員会による初めての審査が行われ、2022（令和 4）年 9 月に総括所見・改善勧告が公表されました。

勧告の主なポイントは以下のようになっています。

●強制入院について

障がい者の強制入院によって自由を奪うことを認めるすべての法的規定の廃止

●精神病院のあり方について

隔離・身体拘束、強制投薬など強制治療を正当化する法律への懸念など

●脱施設化について

障がい児・者の施設入所を廃止し、地域社会での生活支援に向けた迅速な措置をとることなど

●インクルーシブ教育について

分離された特別支援教育をやめさせるため、障がいのある生徒が合理的配慮と、必要な個別の支援を受けられるようにすることなど

(6) 障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行

2012（平成 24）年 10 月に障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が施行され、障がい者に対する虐待の禁止や防止などに関する施策を行うこととなり、家庭や施設、職場などでの虐待防止や早期発見により、障がい者の人権を守っていくことになりました。

(7) 障害者優先調達推進法の施行

2013（平成 25）年 4 月に障害者優先調達推進法が施行され、国、都道府県、市町村等による障害就労施設等からの物品等の調達の推進などに関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進が図られています。

(8) 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例

障がいのある人もない人もすべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参画できる社会の実現をめざし、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」が2014（平成26）年4月1日から施行されました。

(9) 障害者差別解消法の制定

2013（平成25）年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国の行政機関、地方公共団体等と民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めており、一部を除いて2016（平成28）年4月1日から施行されました。

2021（令和3）年6月、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化することを内容とする障害者差別解消法が改正、公布されました。

(10) 東京オリンピック・パラリンピック

2021年に開催された「2020年東京オリンピック・パラリンピック」において、障がいの有無にかかわらず、世界中から多くの人を迎えることも踏まえ、「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」を横断的視点の一つとして掲げ、社会的障壁の除去に向けた公共交通機関のバリアフリー化を始めとする移動しやすい環境の整備や、ユニバーサルデザインなど、障がい者に配慮したまちづくり等の取組を幅広く推進していくことが示されています。

(11) 障害者文化芸術推進法

障がい者文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が2018（平成30）年6月に公布・施行されました。

全ての国民があらゆる地域で容易に文化芸術活動に触れられ、表現活動が活発に行われるような環境整備等を示した「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」は、2023（令和5）年3月に第2期に移行しています。

(12) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

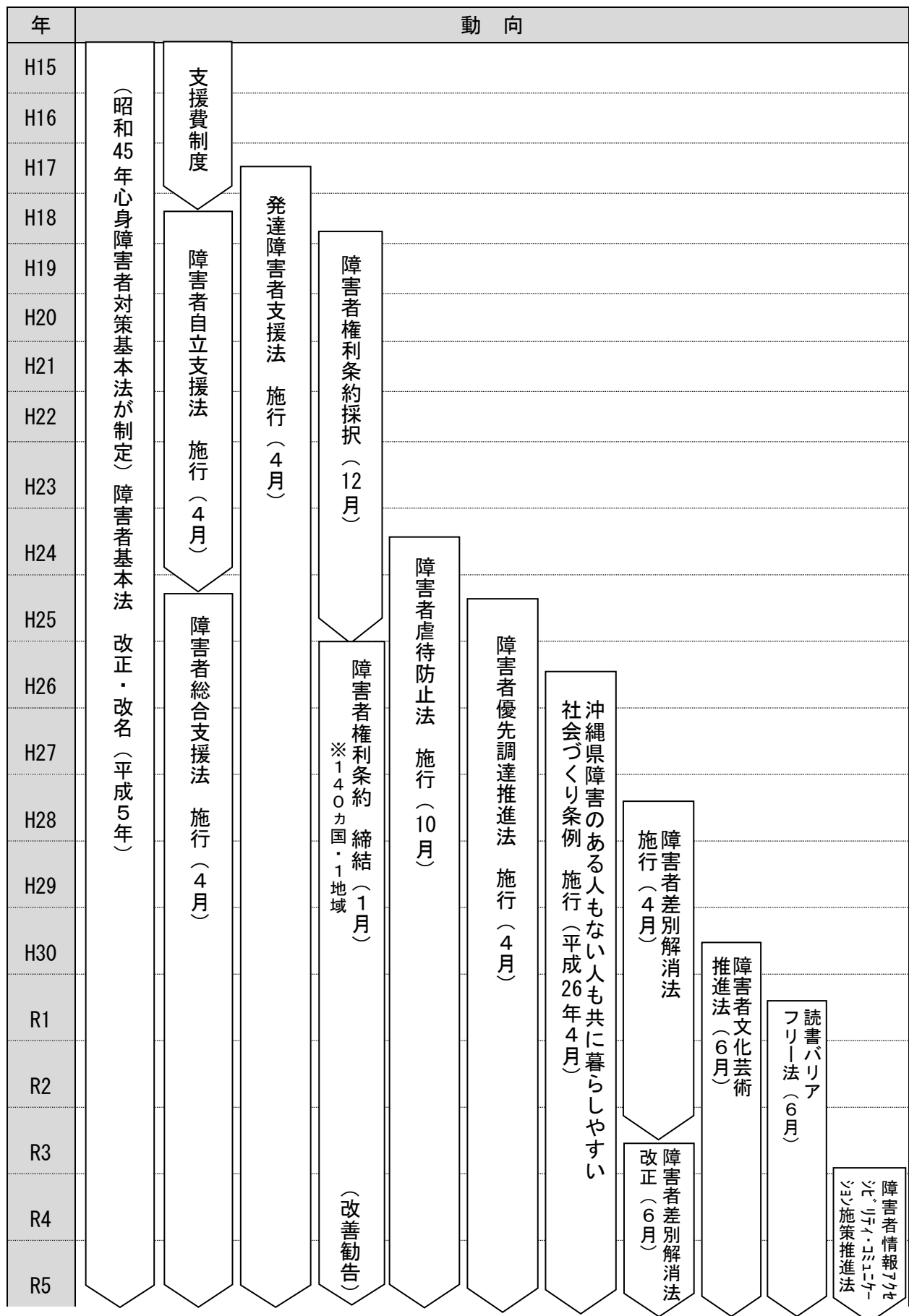
視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現を目的として、「視覚障害者等の読書環境の

整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が2019（令和元）年6月に成立しました。

（13）障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

全ての障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するため「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」2022（令和4）年5月に公布・施行されました。

図 障がい者福祉をめぐる動向



2. 社会情勢の変化（障害者基本計画（第5次）より）

（1）共生社会の実現に向けて

「2020年東京オリンピック・パラリンピック」は、共生社会の実現に向けて社会のあり方を大きく変える絶好の機会とし、「心のバリアフリー」及び「ユニバーサルデザインの街づくり」を柱として、取り組みが進められてきました。

これを一過性のものにする事なく、日本全国に広げていくことが重要であり、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上や「心のバリアフリー」の理解促進等に継続して取り組むことが求められます。

（2）感染症及び防災への対応

2020（令和2）年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は国民生活に様々な影響を及ぼしており、特に、障がい者を含め弱い立場に置かれている人々が大きな影響を受けています。感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しています。

このような感染症拡大時を始め、地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障がい者を含め弱い立場にある人々がより深刻な影響を受けることから、非常時に障がい者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めることが求められます。

（3）持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

2015（平成27）年9月、国連サミットにおいてSDGsが全会一致で採択されました。SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2030（令和12）年を達成年限として、17のゴールと169のターゲットで構成されています。我が国ではSDGsの採択を受け、2016（平成28）年12月にSDGs推進のための中長期戦略である「SDGs実施指針」（2016（平成28）年12月22日SDGs推進本部決定）が策定され、2019（令和元）年12月には同指針が改定されました。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、共生社会の実現に向けた障害者基本計画においても、その重要性に何ら変わらない。障がい者施策の推進にあたっては、SDGs推進の取組とも軌を一にし、様々な関係者が共生社会の実現という共通目標の実現に向け、協力して取り組むことが求められます。

3. 各分野に共通する横断的視点（障害者基本計画（第5次）より）

（1）障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保

障がい者に係る施策、制度、事業等を策定し、実施するにあたっては、障害者権利条約の理念の尊重と整合性の確保が重要です。

「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の考え方の下、「インクルージョン」を推進する観点から、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉えるとともに、障がい者施策の検討及び評価に障がい者の意見を施策に反映させることが求められます。

障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、言語その他の意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進する。

（2）共生社会の実現に資する取組の推進

①社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上の視点の採用

障害者基本法第2条で、障がい者を「障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義しており、障がい者が経験する困難や制限が障がい者個人の障がいと社会的な要因の双方に起因するという視点が示されています。

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障がい者の社会参加を確保し、障がいのある人と障がいのない人が同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブな社会）の実現に向け、様々な関係者が協力して取り組みを進めることが重要です。

②アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進

近年、画像認識、音声認識、文字認識等のAI技術が進展し、自分に合った方法（音声、ジェスチャー、視線の動き等）でデジタル機器・サービスが利用可能となっています。こうした新たな技術を用いた機器やサービスは、社会的障壁の除去の観点から、障がい者への移動の支援や情報の提供、意思疎通、意思決定支援等、様々な場面でICTを始めとする新たな技術の利活用の推進が求められます。

（3）当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がい者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障がい者が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援が求められます。

支援にあたっては、障がい者が直面するその時々
の困難の解消だけに着目するのではなく、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障がい者の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要です。

また、複数の分野にまたがる課題については、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応していく必要があります。

(4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がい者一人一人の固有の尊厳を重視する障害者権利条約の理念を踏まえ、障がい者施策は、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえたきめ細かい支援が求められます。

また、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障害、盲ろう、重症心身障害その他の重複障がい等について、障がい特性等の社会全体の更なる理解の促進を図る必要があります。特に発達障がい、難病、高次脳機能障害については、社会全体の理解促進、家族支援、福祉・労働・教育・医療分野の取組等を総合的に進めていくことが重要です。

(5) 障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進

障害者権利条約第6条、第7条等の趣旨を踏まえ、障がいのある女性を始め、複合的に困難な状況に置かれた障がい者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえた取組みが求められます。

①障がいのある女性

障がいのある女性は、それぞれの障がいの種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、いわゆる複合的差別など更に困難な状況に置かれている場合があり、これらを念頭に置いた障がい者施策の検討等が求められます。

②障がいのある子ども

子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しすることが求められます。障がいのある子どもに対しても、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点等を踏まえ、子どもと家族に対する妊娠期からの切れ目のない継続支援、子どもが成人の障がい者とは異なる支援を行う必要があることに留意します。

③障がいのある高齢者

障がいのある高齢者は、障がいに加えて高齢であることにより、更に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に、障がい者施策の検討等が求められます。

4. 計画の位置づけと趣旨

「障がい者計画」は、障害者基本法第 11 条に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられ、障がいを取り巻く環境の変化を踏まえ、障がいのある村民が必要なサービスや支援を受けながら安心して暮らしていくための総合的な施策を位置づけるものです。

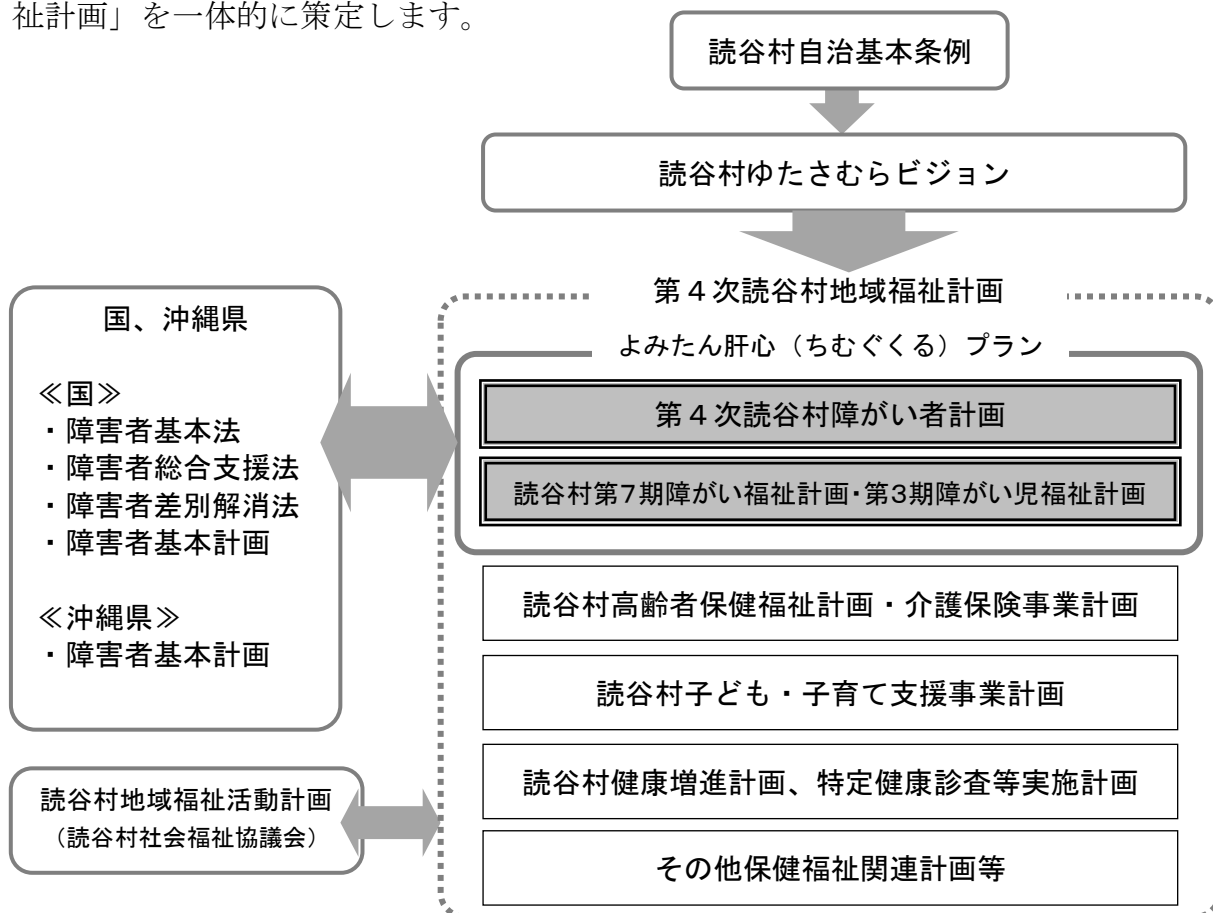
「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づき、サービス提供や基盤整備等を含めた生活支援施策に関する具体的な数値目標を定めた実施計画となるものです。

「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項、各年度における種類ごとの必要なサービス見込量等を定めた計画です。

5. 村の関連計画との位置づけ

本計画は、「読谷村ゆたさむらビジョン」を最上位計画として、地域福祉計画の分野別計画という性格をもち、他の福祉関連計画との連携や整合性を持って策定されるものとして位置づけられます。

また、障がいのある村民の福祉施策を総合的に推進する計画として位置づけられていることから、「第 4 次障がい者計画」と「第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」を一体的に策定します。



6. 計画の期間

「第4次読谷村障がい者計画」の期間は、令和6年度を初年度とする令和11年度までの6年間で計画期間とし、関係法制度の改正等を踏まえながら必要に応じて見直しを行うものとします。

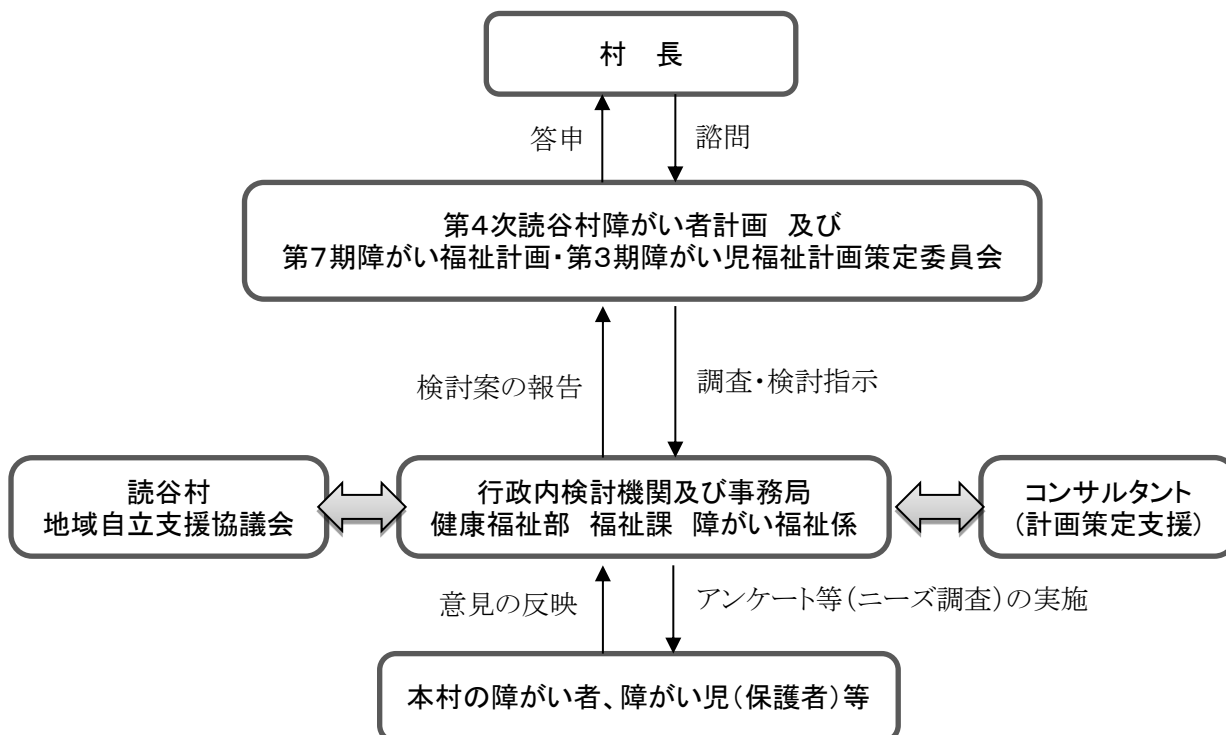
「読谷村第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、令和6年度を初年度とする令和8年度までの3年間で計画期間とします。

年度	令和6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	10年度 (2028年度)	11年度 (2029年度)
障がい者計画	第4次障がい者計画					
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	・第7期障がい福祉計画 ・第3期障がい児福祉計画			・第8期障がい福祉計画 ・第4期障がい児福祉計画		

7. 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、障がい福祉関連の各分野における関係者等で構成される「第4次読谷村障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定委員会」を設置し、障がい者施策の内容、障がい福祉サービスの目標設定等に関する検討・審議を行いました。

また、計画策定においては、「第4次読谷村障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定委員会」の意見を踏まえた策定を行うこととされており、地域自立支援協議会に対する報告を行い計画策定しました。



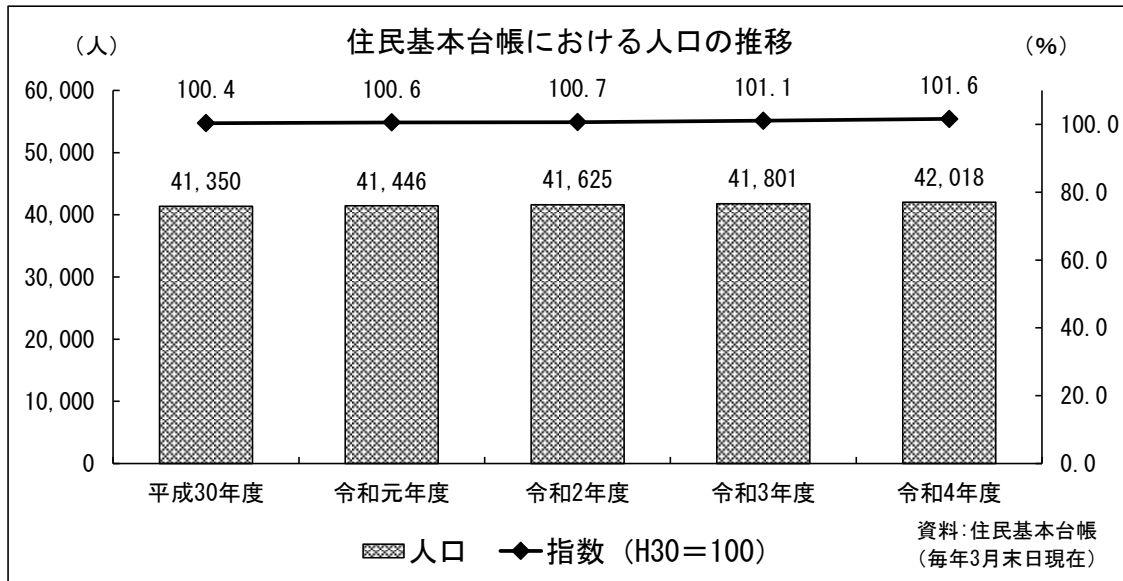
第2章 障がい者を取り巻く状況〈共通事項〉

1. 読谷村の人口概況等

(1) 人口の推移

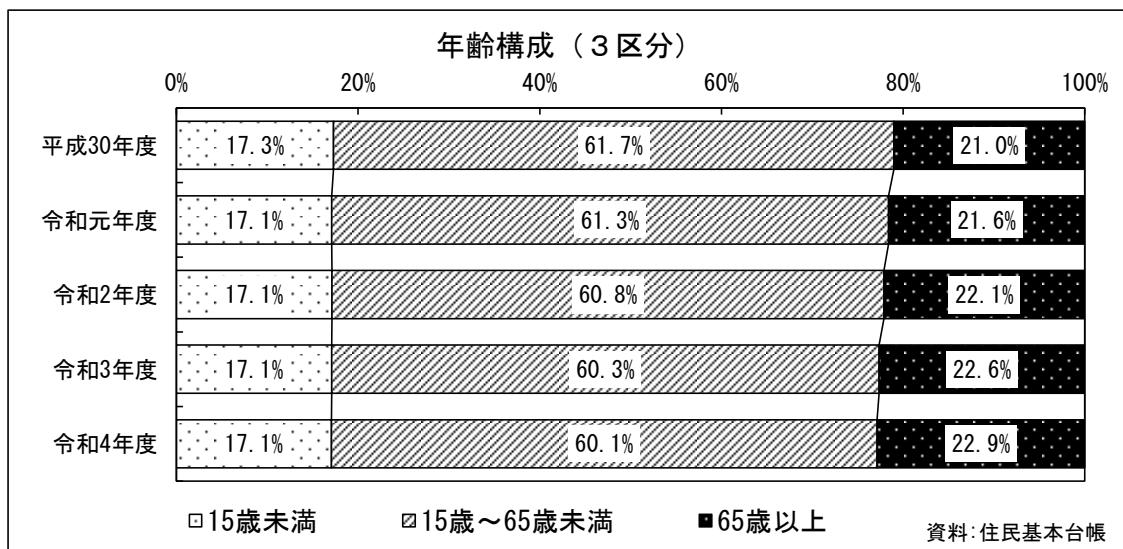
読谷村の令和4年度の人口は、42,018人となっています。

人口推移をみると、平成30年度の41,350人から増加で推移し、平成30年度の人口を100とした指数は101.6となっています。



(2) 人口の年齢構成

令和4年度の人口の年齢構成3区分は、15歳未満（年少人口）が17.1%、15歳～65歳未満（生産年齢人口）が60.1%、65歳以上（高齢者人口）が22.9%となっています。経年的に年少人口割合はほぼ変化なく、生産年齢人口割合が低下するのに対し、高齢者人口割合は年々が上昇しています。



2. 障がい者の状況

(1) 障がい者（障害者手帳所持者）数の推移

令和4年度の障がい者（障害者手帳所持者）数は、本村の人口の5.9%を占める2,481人となっています。

障がい種類別の内訳をみると、身体障がい者が障がい者総数の58.2%を占める1,444人で最も多くなっています。次いで精神障がい者が586人（23.6%）、知的障がい者が451人（18.2%）となっており、障がい者総数は平成30年度以降、増加傾向で推移しています。

障がい者数の推移（障害者手帳所持者）

	平成30年度 (H31.3.31)		令和元年度 (R2.3.31)		令和2年度 (R3.3.31)		令和3年度 (R4.3.31)		令和4年度 (R5.3.31)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
障がい者(児) 総数	2,426	100.0%	2,451	100.0%	2,495	100.0%	2,483	100.0%	2,481	100.0%
身体障がい者(児)数	1,514	62.4%	1,515	61.8%	1,523	61.0%	1,494	60.2%	1,444	58.2%
知的障がい者(児)数	388	16.0%	401	16.4%	414	16.6%	430	17.3%	451	18.2%
精神障がい者(児)数	524	21.6%	535	21.8%	558	22.4%	559	22.5%	586	23.6%
読谷村総人口	41,350		41,446		41,625		41,801		42,018	
障がい者(児) 総数の割合	5.9%		5.9%		6.0%		5.9%		5.9%	
身体障がい者(児) 数の割合	3.7%		3.7%		3.7%		3.6%		3.4%	
知的障がい者(児) 数の割合	0.9%		1.0%		1.0%		1.0%		1.1%	
精神障がい者(児) 数の割合	1.3%		1.3%		1.3%		1.3%		1.4%	

資料：福祉課

(2) 障がい者、障がい児別の推移

本村の令和4年度の18歳以上の障がい者数は、障がい者総数の93.9%の2,329人、18歳未満の障がい児数は6.1%の152人です。

障がい種類別にみると、身体障がい者1,444人のうち、18歳以上が1,416人（身体障がい者総数の98.1%）、18歳未満が28人（同1.9%）となっています。

知的障がい者451人のうち、18歳以上が342人（知的障がい者総数の75.8%）、18歳未満が109人（同24.2%）となっています。

精神障がい者586人のうち、18歳以上が571人（精神障がい者総数の97.4%）、18歳未満が15人（同2.6%）となっています。

障がい者、障がい児別の推移（障害者手帳所持者）

		平成30年度 (H31.3.31)		令和元年度 (R2.3.31)		令和2年度 (R3.3.31)		令和3年度 (R4.3.31)		令和4年度 (R5.3.31)	
		人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
合 計	総 数	2,426	100.0%	2,451	100.0%	2,495	100.0%	2,483	100.0%	2,481	100.0%
	障がい児	133	5.5%	129	5.3%	127	5.1%	136	5.5%	152	6.1%
	障がい者	2,293	94.5%	2,322	94.7%	2,368	94.9%	2,347	94.5%	2,329	93.9%
身体障がい者	総 数	1,514	100.0%	1,515	100.0%	1,523	100.0%	1,494	100.0%	1,444	100.0%
	18歳未満	29	1.9%	27	1.8%	28	1.8%	27	1.8%	28	1.9%
	18歳以上	1,485	98.1%	1,488	98.2%	1,495	98.2%	1,467	98.2%	1,416	98.1%
知的障がい者	総 数	388	100.0%	401	100.0%	414	100.0%	430	100.0%	451	100.0%
	18歳未満	90	23.2%	90	22.4%	89	21.5%	96	22.3%	109	24.2%
	18歳以上	298	76.8%	311	77.6%	325	78.5%	334	77.7%	342	75.8%
精神障がい者	総 数	524	100.0%	535	100.0%	558	100.0%	559	100.0%	586	100.0%
	18歳未満	14	2.7%	12	2.2%	10	1.8%	13	2.3%	15	2.6%
	18歳以上	510	97.3%	523	97.8%	548	98.2%	546	97.7%	571	97.4%

資料：福祉課

(3) 身体障がい者の障がい種類別の状況

令和4年度の身体障がい者の障がい種類別の状況をみると、内部障害が621人で、身体障がい者総数の43.1%を占め最も多くなっています。次いで肢体不自由の558人(38.8%)、聴覚・言語障害の186人(12.9%)、視覚障害の75人(5.2%)となっています。

障がい種類別の構成比の推移は、年度別で大きな変化はなく、肢体不自由及び内部障害で全体の約8割を占めています。

身体障がい者の障がい種類別推移

	平成30年度 (H31.3.31)		令和元年度 (R2.3.31)		令和2年度 (R3.3.31)		令和3年度 (R4.3.31)		令和4年度 (R5.3.31)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
総数	1,514	100.0%	1,515	100.0%	1,502	100.0%	1,472	100.0%	1,440	100.0%
視覚障害	72	4.8%	74	4.9%	74	4.9%	73	5.0%	75	5.2%
聴覚・言語障害	208	13.7%	218	14.4%	189	12.6%	184	12.5%	186	12.9%
肢体不自由	590	39.0%	589	38.9%	585	38.9%	567	38.5%	558	38.8%
内部障害	644	42.5%	634	41.8%	654	43.5%	648	44.0%	621	43.1%

資料：福祉課

(4) 身体障がい者の障がい年齢区分別の状況

令和4年度の身体障がい者の年齢区分をみると、65歳以上が961人で身体障がい者総数に占める割合が67.4%と最も多くなっています。次いで、18歳以上65歳未満が30.6%、18歳未満が2.0%となっています。

障がい種別でも、65歳以上の高齢者が半数以上を占めています。

身体障がい者の障がい種別・年齢区分別の状況(令和4年度)

	視覚障害		聴覚・言語障害		肢体不自由		内部障害		計	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
18歳未満	0	0.0%	3	1.8%	19	3.4%	6	1.0%	28	2.0%
18歳以上65歳未満	30	40.0%	34	19.9%	212	38.0%	160	25.8%	436	30.6%
65歳以上	45	60.0%	134	78.4%	327	58.6%	455	73.3%	961	67.4%
計	75	100.0%	171	100.0%	558	100.0%	621	100.0%	1,425	100.0%

資料：福祉課

(5) 身体障がい者の等級別の状況

令和4年度の身体障がい者の等級別の状況をみると、1級が520人(36.0%)で最も多くなっています。次いで4級が288人(20.0%)、2級が241人(16.7%)の順となっています。また、平成30年度の身体障がい者数を100とした指数は、令和4年度に4.7ポイント下がっています。

身体障がい者の等級別の推移

	平成30年度 (H31. 3. 31)		令和元年度 (R2. 3. 31)		令和2年度 (R3. 3. 31)		令和3年度 (R4. 3. 31)		令和4年度 (R5. 3. 31)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
合 計	1,514	100.0%	1,515	100.0%	1,522	100.0%	1,493	100.0%	1,443	100.0%
1 級	541	35.7%	547	36.1%	557	36.6%	536	35.9%	520	36.0%
2 級	251	16.6%	254	16.8%	258	17.0%	248	16.6%	241	16.7%
3 級	258	17.0%	253	16.7%	249	16.4%	243	16.3%	238	16.5%
4 級	307	20.3%	304	20.1%	301	19.8%	306	20.5%	288	20.0%
5 級	48	3.2%	48	3.2%	47	3.1%	48	3.2%	50	3.5%
6 級	109	7.2%	109	7.2%	110	7.2%	112	7.5%	106	7.3%
指数 (H30=100)	100.0		100.1		100.5		98.6		95.3	

資料：福祉課

(6) 知的障がい者の等級別の状況

令和4年度の知的障がい者の等級別の状況は軽度（B2）が169人（37.5%）と最も多く、次いで中度（B1）が123人（27.3%）、重度（A2）が124人（27.5%）、最重度（A1）が35人（7.8%）となっています。経年的にみても、等級別の構成割合に大きな変化はみられません。

平成30年度の知的障がい者数を100とした指数は、令和4年度に116.2となり、経年的に増加で推移しています。

知的障がい者の等級別の推移

	平成30年度 (H31. 3. 31)		令和元年度 (R2. 3. 31)		令和2年度 (R3. 3. 31)		令和3年度 (R4. 3. 31)		令和4年度 (R5. 3. 31)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
合 計	388	100.0%	401	100.0%	414	100.0%	430	100.0%	451	100.0%
最重度（A1）	25	6.4%	25	6.2%	28	6.8%	31	7.2%	35	7.8%
重度（A2）	89	22.9%	100	24.9%	107	25.8%	117	27.2%	124	27.5%
中度（B1）	117	30.2%	119	29.7%	120	29.0%	117	27.2%	123	27.3%
軽度（B2）	157	40.5%	157	39.2%	159	38.4%	165	38.4%	169	37.5%
指数 (H30=100)	100.0		103.4		106.7		110.8		116.2	

資料：福祉課

(7) 精神障がい者の等級別の状況

令和4年度の精神障がい者の等級別の状況は、2級が276人（47.1%）と最も多く、次いで1級の193人（32.9%）、3級の117人（20.0%）となっています。

平成30年度の精神障がい者数を100とした指数は、令和4年度に111.8となっています。

精神障がい者の等級別の推移

	平成30年度 (H31. 3. 31)		令和元年度 (R2. 3. 31)		令和2年度 (R3. 3. 31)		令和3年度 (R4. 3. 31)		令和4年度 (R5. 3. 31)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
合 計	524	100.0%	535	100.0%	558	100.0%	559	100.0%	586	100.0%
1 級	201	38.4%	201	37.6%	207	37.1%	197	35.2%	193	32.9%
2 級	227	43.3%	237	44.3%	245	43.9%	259	46.3%	276	47.1%
3 級	96	18.3%	97	18.1%	106	19.0%	103	18.4%	117	20.0%
指数 (H30=100)	100.0		102.1		106.5		106.7		111.8	

資料：福祉課

精神障害者通院医療費負担申請件数は、令和4年度が1,484件となっています。

経年的な推移をみると、令和2年度までは減少し、令和3年度以降は増加傾向となっています。平成30年度を100とした指数では、令和4年度で111.4となっています。

精神障害者通院医療公費負担申請件数の推移

単位：件

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請件数	1,332	1,306	762	1,406	1,484
指数 (H30=100)	100.0	98.0	57.2	105.6	111.4

資料：福祉課

3. 障がいのある児童生徒の保育及び教育環境

特別支援学級の児童数は、小学校は平成28年度以降、中学校では平成30年度以降常に増加となっています。

■読谷村 特別支援学級児童数（公立のみ）

小学校	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1年	2	11	16	13	17	9	19
2年	5	8	18	20	20	25	11
3年	7	10	14	22	23	26	27
4年	9	7	13	13	25	29	29
5年	7	11	12	15	21	29	29
6年	7	9	14	11	15	25	32
計	37	56	87	94	121	143	147
対前年伸び率		51.4%	55.4%	8.0%	28.7%	18.2%	2.8%

中学校	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1年	2	5	8	14	11	15	20
2年	9	1	9	7	15	13	15
3年	9	11	1	7	6	15	12
計	20	17	18	28	32	43	47
対前年伸び率		-15.0%	5.9%	55.6%	14.3%	34.4%	9.3%

■特別支援学校（沖縄県）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼稚部	37	37	40	37	34	38	32
小学部	671	702	738	751	781	807	855
中学部	482	473	490	504	513	512	494
高等部	1,008	1,093	1,122	1,096	1,095	1,128	1,152
計	2,198	2,305	2,390	2,388	2,423	2,485	2,533
対前年伸び率		4.9%	3.7%	-0.1%	1.5%	2.6%	1.9%

資料：学校基本統計（沖縄県企画部統計課）

4. アンケート調査結果

(1) アンケート調査の概要

1) 調査目的

本調査は、障害者手帳をお持ちの方や障害児通所受給者証をお持ちの方などを対象に、日常生活での状況や当事者の意見をお伺いし、福祉施策の充実を図ることを目的としています。

2) 対象者

- ①障がい者：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ方等から無作為に抽出された 753 人。
- ②障がい児：障害児通所受給者証又は障害者手帳を持っている児童 285 人。
- ③医療的ケア児：7 人

3) 実施期間

調査の実施期間は、令和5年9月27日から11月14日までの期間。

(2) 集計結果

①回答者の属性等

障がい者アンケート

- アンケート回答者は、58.1%が「本人が答える」となっており、男女の回答割合は半々である。
- 生活している場所は71.8%が「自宅（持家、分譲マンションなど）」、一緒に暮らしているのは「親（父・母）」、「配偶者（夫・妻）」、「兄弟・姉妹」、「子ども」という回答が多い。
- アンケート回答者の障害者手帳の種類は、「身体障害者手帳」が33.1%、「療育手帳」が28.9%、「精神障害者保健福祉手帳」が28.9%、「重複障害」が6.0%となっている。
- 主な介助者は「親（父・母）」が29.9%、「配偶者（夫・妻）」が21.1%、「特にいない」が15.1%、「子ども」が12.3%となっている。

障がい児アンケート

- アンケート回答者は、「本人の意見を家族や支援者が答える」が50.0%、「本人が答える」が6.3%となっている。
- 性別は「女性」が62.5%、「男性」が36.6%となっている。
- 年齢は「6～10歳」が45.5%、「11～15歳」が30.4%、「0～5歳」が15.2%、「16歳以上」が8.0%となっている。
- 平日の日中の過ごし方は、「学校」が49.1%、「児童発達支援事業所などの福祉施設」が35.7%、「特別支援学校」が20.5%となっている。
- 放課後や休みの日の過ごし方は、「家や施設の中で過ごす」が75.9%、「放課後等デイサービスで過ごす」が53.6%、「祖父母や親戚の家などで過ごす」が27.7%となっている。

医療的ケア児アンケート

- 家族構成は、全ての方が「父」、「母」、「きょうだい」と回答しています。
- 医療的ケア児の年齢は、就学前（0～5歳）が5人、8歳が2人となっています。
- 医療的ケアが必要となった理由は、「先天性の病気」が57.1%、「その他」が28.6%、「後天性の病気」が14.3%となっています。
- 子どもの主な介護者は、全員（7人）が「母」と回答しています。

②取り組みに関連する主な調査結果（第4次読谷村障がい者計画へ）

基本目標1 あるがままの意識を共有するむらづくり

基本施策1 障がい者福祉について住民全体の意識をためる

- 障がい者に対する理解が深まってきたと感じる割合（理解されてきたと少し理解されてきたの合計）は、身体障がい者で33.0%、知的障がい者で36.6%、精神障がい者で26.8%と、障がいによって感じ方が異なっています。

基本施策2 障がいのある子どもの育ちと学びを保障する

- 平日の日中の過ごし方は、「学校」が49.1%、「児童発達支援事業所などの福祉施設」が35.7%、「特別支援学校」が20.5%となっています。
- 障がい児アンケートで、現在、困っていることは、「特に困っていることはない」が41.1%と最も高くなりますが、困りごとで最も高いのは「障がいの特性に応じた教育、指導、相談、支援などが十分でない」が23.2%、次いで「専門医療機関や訓練施設が利用しづらい」が18.8%となっています。
- インクルーシブ教育を推進する必要があると「思う」が47.5%、「どちらともいえない」が31.7%となっています。

基本施策3 障がいのある人とない人の交流を進める

- 1年間の外出頻度は、「毎日」が27.1%、「1週間に3～6日程度」が23.2%、「1週間に1～2日程度」が21.8%となっています。
- 社会活動に参加するためには、「気軽に参加できる雰囲気であること」が41.2%、「外出のための手段が確保されていること」が29.9%、「活動について情報が提供されること」が28.9%、「一緒に行く仲間がいること」が27.1%となっています。
- 地域活動への参加は、「参加していない」が68.3%、「時々参加する」が17.3%、「参加したいけどできない」が7.0%、「よく参加する」が3.2%となっています。

基本目標2 住み慣れた地域で暮らし続けられるむらづくり

基本施策1 障がいのある人の地域生活を支える

- 障がいがあることで差別されたり、嫌な思いをした経験は14.4%で、令和2調査（26.4%）よりも減少しています。

基本施策2 障がいに応じて働ける場を確保する

- 日中の過ごし方で、仕事をしているが43.0%、仕事以外と回答しているのは53.9%となっています。
- 仕事をしている方の勤務形態は「就労訓練を受けている」が36.9%、「パート・アルバイトなどの非常勤職員、派遣職員」が27.9%、「正職員で、他の職員と勤務条件などに違いはない」が14.8%となっています。

- 今後、収入を得る仕事をしたいかについて、「仕事はしたくない」が 37.3%、「仕事をしたい」が 22.9%となっています。
- 障がい者が仕事をするために必要な支援は、「職場の上司や同僚の障がいへの理解」が 47.5%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が 44.4%、「通勤手段の確保」が 43.3%となっている。
- 障がい児アンケートで、将来働くことについて、「わからない、まだ考えたことがない」が 50.9%、「障がいに配慮された職場環境で働きたい」が 47.3%、「障がいのない人と一緒に一般の職場で働きたい」が 33.0%となっています。

基本施策3 安心して暮らせる生活環境をつくる

- 外出しない理由の第1位は「その他」(新型コロナウイルス感染症予防等)の 35.3%、第2位は「障がいが重いため」の 17.6%、第3位は「道路や建物の階段などが不便(危険)」および「トイレの心配」、「自宅で過ごすのが楽しい」、「特にない」が同率の 11.8%等となっています。
- 「災害時に一人で避難できない」割合は身体障がい者で 29.8%、知的障がい者で 52.4%、精神障がい者で 19.5%、重複障がい者で 23.5%となっています。
- ひとりのときに近所に助けてくれる人がいないという割合は、身体障がい者で 23.4%、知的障がい者で 36.6%、精神障がい者で 36.6%、重複障がい者で 47.1%となっています。
- 今後の生活について「家族とは別に、1人暮らし又は仲間と暮らしたい」が 10.9%、「グループホームなど暮らしたい」が 3.2%となっています。

基本目標3 必要なサービスが必要な時に利用できるむらづくり

基本施策1 必要な人に必要なサービスが得られるようにする

- 読谷村で障がい者福祉を充実させるために重要だと思うのは、「相談業務・窓口の充実」が 37.0%、「サービス利用の手続きの簡素化」と「制度やサービスなどに関する情報提供の充実」が 35.2%、「保健・医療・福祉サービスの充実」が 33.5%となっています。
- 福祉サービスを利用しているのは 24.3%となっており、相談支援専門員はすぐに見つかったかについて「はい」が 36.3%、「いいえ」が 34.9%となっています。
- 主な介護者が介助できなくなった場合には、現在「同居している他の家族に頼んでいる」が 44.8%、「同居していない家族・親戚に頼んでいる」が 40.9%、「誰にも頼まず一人で何とかしている」が 28.1%と家族や親族に頼むか、一人で対応している割合が多い状況です。しかし今後は、ホームヘルプサービスを利用したい(20.7%)、ショートステイを利用したい(13.8%)という意向が現状より4倍以上高く示されています。
- 普段、悩み事を相談するのは「家族」が 77.8%、「友人・知人」が 31.7%、「相談員など」が 14.1%、「村役場の窓口」が 7.0%、「社会福祉協議会」が 6.0%とな

っている。

基本施策2 地域の中で人と人が支えあう

- ひとりの時にあなたを助けてくれる人がいないと回答した割合は 32.7%となっています。
- 介護者が困っているのは、「精神的に疲れる」が 31.0%、「特にない」が 29.6%、「体が疲れる」が 24.1%、「経済的な負担がかかる」が 15.3%、「睡眠不足になりがち」が 13.8%となっています。

③障がい児支援に関連する主な調査結果（第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画へ）

【障がい児アンケート】

- 児童発達支援などを利用した感想は、「特にない」が 34.7%、「支援内容などについて、通所・通学中の保育施設や学校などの教育機関と共有してほしい」が 27.4%、「終了後のフォローを充実してほしい」が 17.9%、「もっと回数を多くして欲しい」が 16.8%となっています。
- 保護者の方が特に支援してほしいことは、「相談・情報提供」が 58.0%、「経済的支援」が 50.0%、「就労支援」が 36.6%となっています。
- 学校を卒業した後、円滑な日常生活や社会生活を送るために必要な支援は、「ソーシャルスキル(日常生活で円滑な人間関係を保つスキル)の習得」が 65.2%、「仲間・友人づくり」が 57.1%、「職業訓練(職場体験や実習など)」が 53.6%となっています。
- 高校卒業後の進路は「その他」が 27.7%、「就労系障害福祉サービスへの通所」が 18.8%、「就職」が 17.0%、「大学や短大に進学」が 15.2%、「専修学校や公共職業能力開発施設等に入学」が 13.4%となっています。
- 地域活動の参加状況は、「参加していない」が 67.0%、「時々参加する」が 23.2%となっている。
- 支援が必要な子どものための施策で重要と思うのは、「小・中学校、高校での教育機会の拡充」が 41.1%、「療育、医療、リハビリテーション体制」が 34.8%、「相談対応の充実」が 26.8%、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」が 25.9%、「保育所や幼稚園での発達支援の充実」が 24.1%となっています。

【医療的ケア児アンケート】

- 主にケアを行っている方以外に子どものケアをお願いできる人がいるかについて、全員（7人）が「いる」と回答しています。
- 主にケアを行っている方以外に、家事等をお願いできる人がいるかについて、「いる」が 85.7%、「いない」が 14.3%となっています。

- 利用しているサービスが最も多いのは「児童発達支援」と「訪問看護（訪問入浴含む）」が 57.1%、次いで「障害児相談支援」が 42.9%、「訪問診療」が 28.6%、「放課後等デイサービス」と「訪問リハビリ」が 14.3%となっています。
- 身近にあれば利用したいサービスで最も多いのは「短期入所」で 42.9%、次いで「日中一時支援」で 28.6%、「居宅介護」、「児童発達支援」、「居宅訪問型児童発達支援」、「医療型児童発達支援」が 14.3%となっています。
- 医療的ケアをきょうだいが行なうことがあるかについて、「ない」が 71.4%、「ある」が 28.6%となっています。
- 主な介護者の就労状況は、「就労している」が 85.7%、「就労していない」が 14.3%となっています。現在、就労していない人（1人）は、就労希望はある（100%）と回答しています。
- 普段の生活の中での負担感で当てはまるという回答が高いのは、「家族以外の方に、医療的ケアを必要とするお子様を預けられるところがない。（学校を除く）」、「医療的ケアを必要とする子どもを連れての外出は困難を極める。」、「急病や緊急の用事ができた時に、医療的ケアを必要とする子どもの預け先がない。」となっています。
- 子どもと家族の状況について、「当てはまる」という回答が最も高いのが「いつまで続くかわからない日々に強い不安を感じる」が 71.4%、次いで「慢性的な睡眠不足である」と「きょうだい児がストレスを抱えているように感じる」が 57.1%、「家族がケアを担うことに限界を感じている」が 42.9%となっています。
- 台風、地震、津波など災害発生時の避難方法や避難場所について、家族で話し合っているかについて、「話し合いが必要だが話し合っていない」が 57.1%、「話しあっている」が 42.9%となっています。
- 医療的ケア児の育児や医療的ケア等に関する情報の入手先で最も多いのが「医療機関の医師、スタッフ等」と「障がい福祉サービス事業所の職員」で 57.1%、次いで「相談支援専門員」、「サービス事業所のホームページ」で 42.9%、「行政の職員（保健師など）」、「行政のホームページ」で 28.6%、「医療的ケア児コーディネーター」、「幼稚園や保育所、学校の職員」、「その他」で 14.3%となっています。

第3章

第4次読谷村障がい者計画

第3章 第4次読谷村障がい者計画

[2024（令和6）年度～2029（令和11）年度]

1. 基本理念

障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法では、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害者施策に取り組むことが示されています。

読谷村においても村民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、結の肝心で互いに人格と個性を尊重し合いながら、あるがままでともに暮らし助け合う社会を実現するため、基本理念を以下のように定めます。

ゆい ちむぐる
**結の肝心で障がいのあるなしに関わらず、
あるがままで安心して暮らせるむらづくり**

2. 各施策に共通する視点

計画を推進するにあたっての各施策に共通する視点を定めます。

（1）障害者権利条約の尊重等

障がい者施策や事業などを実施するにあたって、障害者権利条約との整合性に留意します。障がい者（児）を支援を受ける側として捉えるのではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する側として捉え、障がい者施策の検討及び評価にあたっては、当事者の意見を反映することに努めます。

（2）共生社会の実現

①社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上の視点の採用

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している制度、慣行等の社会的バリアを取り除くことで、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにする必要があります。

そのために、公共施設等のバリアフリー化や障がい者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報にアクセスしやすくすること、サービス・介助者等による意思表示・コミュニケーション支援、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供により、

社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていくことが重要です。

また、障がいを理由とする差別は、障がい者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会のあらゆる場面においてその解消に向けた取り組みが行われる必要があります。

②アクセシビリティ向上に資する新技術の利活用の推進

近年、画像認識、音声認識、文字認識等のA I 技術が進展し、音声やジェスチャー、視線の動き等でデジタル機器・サービスが利用可能となっています。こうした新たな技術を用いた機器やサービスを活用した情報提供、意思疎通、意思決定支援等様々な場面でICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行います。

(3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がい者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障がい者が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野と連携し、総合的で切れ目のない支援を行います。

障がい者の支援は障がい者が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障がい者の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意します。

(4) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がい者施策は、障がい者一人ひとりの特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえる必要があります。

外見からは分かりにくい障がい、状態が変動する障がい、発達障害、難病、高次脳機能障害については、社会全体の理解促進、家族支援、福祉・労働・教育・医療分野の取り組み等を総合的に進めていくことが重要です。

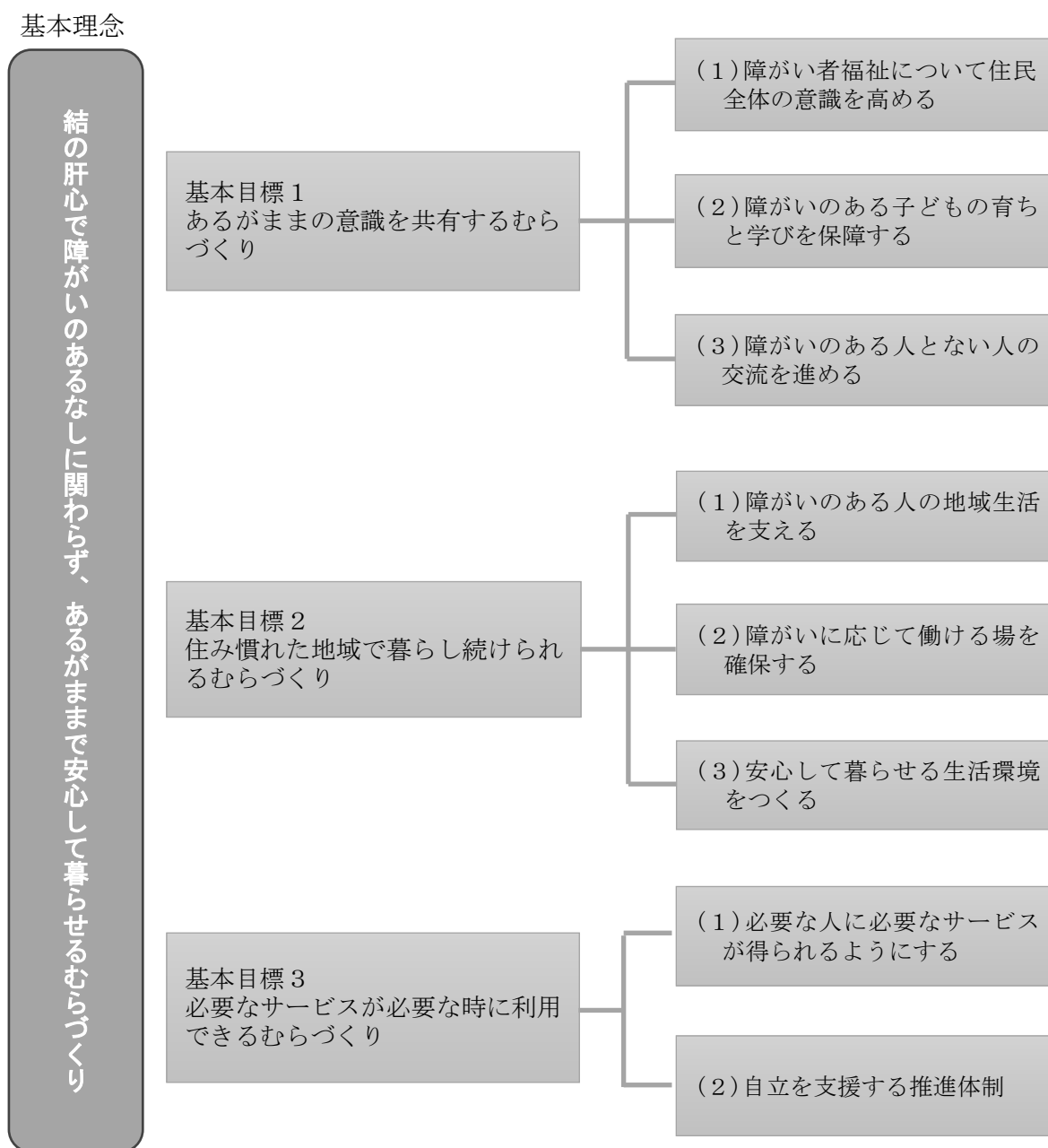
(5) 障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮した取り組みの推進

障がいのある女性を始め、複合的に困難な状況に置かれた障がい者に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて障がい者施策を検討します。

(6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

実効性のある取り組みを推進するため、PDCAサイクルの構築、着実な実行及びPDCAサイクル等を通じた施策の見直しを図ります。

3. 施策の体系



4. 第3次読谷村障がい者計画の評価

(1) 第3次読谷村障がい者計画の評価

第3次読谷村障がい者計画には、3つの基本目標、8つの基本施策、71の具体的な取り組みが位置づけられています。

令和4年度における進捗状況を以下のAからDまでの基準で評価を行った結果、計画全体で「A：順調」が35.2%（25項目）、「B：おおむね順調」が33.8%（24項目）、「C：あまり順調でない」が19.7%（14項目）、「D：取り組めなかった」が11.3%（8項目）となっています。

具体的な取り組みの69.0%が概ね順調（A及びB評価）に展開できています。

基本目標	基本施策	A	B	C	D	総計
1「あるがまま」の意識をみんなが共有するむらづくり	(1)障がい者福祉について住民全体の意識を高める	1 10.0%	2 20.0%	5 50.0%	2 20.0%	10 100.0%
	(2)障がいのある子どもの育ちと学びを保障する	2 20.0%	7 70.0%	0 0.0%	1 10.0%	10 100.0%
	(3)障がいのある人とない人の交流を進める	4 44.4%	2 22.2%	2 22.2%	1 11.1%	9 100.0%
	小計	7 24.1%	11 37.9%	7 24.1%	4 13.8%	29 100.0%
2住み慣れた地域で暮らし続けられるむらづくり	(1)障がいのある人の地域生活を支える	4 50.0%	2 25.0%	2 25.0%	0 0.0%	8 100.0%
	(2)障がいに応じて働ける場を確保する	1 16.7%	3 50.0%	2 33.3%	0 0.0%	6 100.0%
	(3)安心して暮らせる生活環境をつくる	1 10.0%	6 60.0%	2 20.0%	1 10.0%	10 100.0%
	小計	6 25.0%	11 45.8%	6 25.0%	1 4.2%	24 100.0%
3必要なサービスが必要な時に利用できるむらをつくる	(1)必要な人に必要なサービスが得られるようにする	8 66.7%	1 8.3%	1 8.3%	2 16.7%	12 100.0%
	(2)自立を支援する推進体制	4 66.7%	1 16.7%	0 0.0%	1 16.7%	6 100.0%
	小計	12 66.7%	2 11.1%	1 5.6%	3 16.7%	18 100.0%
全体計	25 35.2%	24 33.8%	14 19.7%	8 11.3%	71 100.0%	

■評価基準

A	B	C	D
順調	おおむね順調	あまり順調でない	取り組めなかった

基本目標 1 「あるがまま」の意識をみんなが共有するむらづくり

「A：順調」と評価された主な取り組み

(1) 1) 広報・啓発活動の推進①広報誌・インターネット等を活用した普及啓発活動の推進

毎月1回村広報誌や社協広報誌(年6回)、博物館のお知らせ、コロナの注意事項を音読し、視覚障がい者へ郵送している。ボランティアが高齢化しており、担い手の確保という課題がある一方で、高校生が音読ボランティアに積極的に参加するなど、活動を通じた若い世代への福祉意識の啓発等が期待できる。

「C：あまり順調でない」または「D：取り組めなかった」と評価された主な取り組み

(1) 1) 広報・啓発活動の推進②講演会、イベント等の開催(評価C)

村内に住む障がい者及びその家族、村民、関係機関を対象に勉強会は、令和2年と令和3年は新型コロナウイルスの感染拡大により実施できなかった。

(1) 1) 広報・啓発活動の推進③「障害者週間」を活用した普及・啓発活動の推進(評価D)

「障害者週間」の時期に合わせた啓発活動は実施できていない。

(2) 1) 障がい児の療育・保育支援②児童発達支援センター機能の整備(評価D)

児童発達支援センターは令和4年度において未整備となっている。

基本目標 2 住み慣れた地域で暮らし続けられるむらづくり

「A：順調」と評価された主な取り組み

(1) 1) 保健、医療サービスの充実①特定健診、特定保健指導の充実

集団特定健診においては、土日健診およびナイト健診の継続実施、個別健診では、がん検診と同時受診できる契約医療機関を3施設増やす等、受診機会の拡充を図っている。特定保健指導は目標の60%以上の指導率を維持できている。

(2) 1) 就労支援と雇用機会の拡大①就労に対する意識の向上

地域自立支援協議会の就労部会において、高校(中部農林高校、嘉手納高校等)の在籍児童の保護者を対象にした説明会を実施しており、高評価を得ている。

「C：あまり順調でない」または「D：取り組めなかった」と評価された主な取り組み

(3) 2) 防災、防犯、交通安全の推進①地域との連携体制の充実(評価C)

自治会と定期的に意見交換の場を設け、自主防災会の設立や、地域支え合い活動、防災の連携について情報交換を行っているが要援護者台帳の更新に至っていない。

- (3) 3) 住まいの確保対策③グループホームの整備促進（評価 D）
整備促進としての取り組みは行っていない。

基本目標 3 必要なサービスが必要な時に利用できるむらづくり

「A：順調」と評価された主な取り組み

- (1) 1) 相談支援、情報提供体制の充実①相談支援体制の充実
相談内容は年々複雑化し件数も増加するなか、委託相談員 5 人体制で対応の充実を図っている。
- (2) 1) 地域福祉活動の推進①地域自立支援協議会の充実
委員の意見から、より地域密着したニーズ・課題の検討を継続して行っており、既存サービス応用を含めた社会資源の開発を積極的に進めている。

「C：あまり順調でない」または「D：取り組めなかった」と評価された主な取り組み

- (1) 1) 相談支援、情報提供体制の充実③ピアサポート体制の構築（評価 D）
当事者団体の高齢化、新規参加者の減少等もあり、ピアサポートの担い手探し、確保が困難な状況にある。
- (2) 1) 地域福祉活動の推進②NPO 団体等の育成と活性化支援（評価 D）
NPO 団体の設立については、進んでいない。NPO 団体の活動支援については、今後の必要性を含め検討を行う。

5. 具体的な取り組み

基本目標 1 あるがままの意識を共有するむらづくり

基本施策 1 障がい者福祉について住民全体の意識を高める

障がい者があるがままで地域社会の一員として、安心して生活していくためには、障がいに関する正しい理解、障がい者や高齢者を特別視せず、誰もが社会の一員であるという意識（ノーマライゼーション）を広める必要があります。障がい者や障がいに対する無理解や偏見といった心のバリアを取り除くため、広報啓発活動及び思いやりの心を育む環境づくりを進めます。

(1) 広報・啓発活動の推進

【現況と課題】

- 広報誌やインターネットを活用した広報、音読資料の送付を行っていますが、音読ボランティア養成講座やスキルアップ講座など担い手の育成と人材確保が課題となっています。
- アンケート調査の結果から、障がい者に対する理解が深まってきた（「理解されてきた」と「少し理解されてきた」の合計）と感じる割合は 32.7%（R2 調査：28.7%）で前回調査より高くなっています。
- 障がい者に対する理解が深まってきたと感じる割合は、身体障がい者で 33.0%、知的障がい者で 36.6%、精神障がい者で 26.8%と、それぞれ感じ方が異なる状況を踏まえた周知方法の検討が求められます。

【施策の方向性】

すべての村民が障がいのあるなしに関わらず人は一人ひとり違って当たり前であること、障がい者（児）の「あるがまま」を受け入れることができるよう、多様な媒体の活用、講演会や障害者週間等による啓発を進めます。

具体的取り組み	内容	課名
広報誌・インターネット等を活用した普及啓発活動の推進	広報誌「よみたん」、社会福祉協議会の広報誌「社協だより」、村ホームページ等を通じて、障がいに対する正しい理解を深めるための啓発活動を推進します。その際、外見からは分かりにくい障がい等についても理解の促進に努めます。	福祉課 社会福祉協議会
講演会、イベント等の開催	当事者団体、地域並びに関係団体と連携した福祉関連講習会、障がい者スポーツキャンプと連携した交流イベント等を開催し、障がいに対する理解を深める機会をつくります。	福祉課 社会福祉協議会 学校指導課

「障害者週間」を活用した普及・啓発活動の推進	「障害者週間」において、当事者団体及び地域の各種団体や社会福祉協議会等と連携し、村民の関心の高いテーマの検討など、障がい理解を深める活動を推進します。	福祉課 社会福祉協議会
------------------------	---	----------------

(2) 思いやりの心を育む環境づくり

【現況と課題】

- 村内小学校、高等学校でアイマスク体験や手話体験等の実施、ニュースポーツを通して障がいのあるこども達と地域住民の交流会を実施しています。
- 福祉教育について、中学校では実施できておらず、中学校における福祉教育の実施が課題となっています。
- アンケート調査から障がいがあることで差別されたり、嫌な思いをした経験は14.4%（R2調査：26.4%）で3年前よりも減っていますが、誰もが安心して暮らせる読谷村を実現するためには、今後も思いやりの心を育む環境の充実が求められます。

【施策の方向性】

当事者団体等と連携し、車いす体験やアイマスク体験、障がい者（聴覚、視覚障がい者等）による講話や講演会、ボランティア活動など、様々な機会を通じて思いやりの心や多様性を学ぶ環境づくりの充実に努めます。

具体的取り組み	内容	課名
福祉教育の推進	保育所等、幼稚園、小学校、中学校と社会福祉協議会が連携し、体験学習や障がい者による講話を通じた福祉意識の高揚に努めます。	社会福祉協議会
多様な生涯学習プログラムの整備	文化センター、公民館等で開催されている生涯学習メニューに、福祉意識を高める多様な学習プログラムの整備を進めます。	生涯学習課
各種講演会・講話等への手話通訳等の派遣	講演会・講話の開催時において、聴覚障がい者のコミュニケーション支援として、手話通訳等の派遣を行います。	福祉課
特別支援学校との連携	特別支援学校に通う児童生徒に対して、ミニデイへの参加呼びかけやニュースポーツ等を通じた地域との交流の充実を図ります。	社会福祉協議会 学校指導課

(3) ボランティア活動の推進

【現況と課題】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年度から令和3年度においてはボランティア活動研修会等が未開催となっています。
- 既存の取り組みができない中、社会福祉協議会においては県内大学との連携したボランティア人材の確保という新たな取り組みも始まっています。
- 今後は、ボランティアセンターを中心とした情報発信の強化や講座内容の充実、ボランティア人材の確保等が求められます。

【施策の方向性】

同じ地域に暮らす一員として、障がい者（児）の社会参加を促していくためも、日常生活や様々な活動を支援するボランティア等の育成が必要となります。社会福祉協議会と連携し、ボランティアに対する啓発活動及びボランティア人材の育成等に努めます。

具体的取り組み	内容	課名
ボランティア活動に対する普及・啓発活動の推進	ボランティアコーディネーターと連携し、ボランティア活動事例の紹介や研修会等を開催し、ボランティア意識の向上を図るとともに、ボランティア登録を促す取り組みの充実を図ります。	福祉課 社会福祉協議会
ボランティアセンター機能の充実	ボランティア情報の提供、ボランティア組織等との連携や活動の担い手と受け手とのマッチングなど、センター機能の充実に努めます。	社会福祉協議会
ボランティア養成講座等の充実	障がいのある人の多様な社会参加や日常生活等に関わる支援を行うことができるように、社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、各種ボランティア養成講座の充実に努めます。	社会福祉協議会

基本施策2 障がいのある子どもの育ちと学びを保障する

障がいのある子どもたち一人ひとりが能力を最大限に発揮できるよう、障がいの特性や障がいの程度に応じて、適切で切れ目のない支援を受けることのできる療育・保育及び教育体制の充実を図ります。

(1) 障がい児の療育・保育支援

【現況と課題】

- 障がい児の療育・保育支援については、健康診査や保健指導をはじめ、対象受入れ園（保育所等、幼稚園）における加配保育士の配置など、気になる子及び保護者への支援に取り組んでいます。
- 各種健診受診率の向上とフォローアップの強化、受入れ園における個々の状態に合わせたサポート体制の構築が課題となっています。
- 令和5年6月の保育所等訪問支援の利用者は33人、令和元年度から令和4年度の期間年平均8.7%の増加となっており、今後も支援環境の充実が求められます。

【施策の方向性】

子どもの発達に不安を持つ保護者や障がいのある子どもの保護者の不安解消に向けた相談対応及び障がいの早期発見・早期支援を図るための母子保健事業の充実、その年齢や状況に応じて適正な療育・保育、教育環境等の充実に努めます。

具体的取り組み	内容	課名
各種母子保健事業の推進	乳幼児期における疾病、障がいの早期発見・早期対応を図るため、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、保健師等による家庭訪問、公認心理士による心理相談等の各種母子保健事業等の充実に努めます。 各種健診・相談等を通じて、医療機関への受診勧奨を行うなど適切な療育支援へつながるよう努めます。	健康推進課
児童発達支援センター機能の整備	村内の事業所及び近隣の事業所と連携のもと、放課後等デイサービスや相談支援、保育所等訪問支援など児童発達支援センター機能の整備並びに支援の充実に取り組みます。	福祉課 健康推進課 こども未来課
療育支援体制の充実	公立及び認可保育所において、保育士の加配及び臨床心理士による巡回相談などを通じて、障がいのある子どもを受け入れる保育所の拡充を図ります。	学校指導課 福祉課 こども未来課
保育所等訪問支援の充実	障がい児の状態に応じた療育支援が行われるよう、児童発達支援センターを中心に保育所等訪問支援の充実を図ります。	こども未来課 学校指導課 福祉課

(2) 児童生徒の学習環境及び居場所等の充実

【現況と課題】

- 小中学校における受入れ支援をはじめ、通級指導教室の増設、教職員への研修、教育施設等のバリアフリー化などを実施しています。
- 障がいのある児童生徒の教育的ニーズに対応していくため、特別支援教育コーディネーターの配置、特別支援コーディネーター定例会や特別支援教育支援員定例会を実施し、特別支援教育内容の充実に努めています。
- 小中学校の特別支援学級に通う児童生徒が増加しており、沖縄県インクルーシブ教育学校支援事業の巡回アドバイザーを積極的に活用するなど、今後も教職員の資質の向上が求められます。
- 障がい者アンケート調査から、インクルーシブ教育を推進する必要があると思うという回答は47.5%となっています。
- 障がい児アンケート調査から、現在困っている理由として、「障がいの特性に応じた教育、指導、相談、支援などが十分でない」(23.2%)第1位にあげられ、障がい児が学ぶ環境の充実が求められます。また、支援が必要な子どものための施策で重要と思うのは、「小・中学校、高校での教育機会の拡充」が41.1%で最も多くなっています。
- 医療的ケア児支援法により、学校において医療的ケア児の受け入れ体制の拡充が求められており、施設のユニバーサルデザイン化が課題となっています。

【施策の方向性】

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が地域で共に学ぶことができる環境づくりを進めるとともに、障がいの状態、本人や保護者の意見、医学や心理学などの専門的見地からの意見、地域の状況等を踏まえ就学先を選択できる指導体制の充実に図ります。

具体的取り組み	内容	課名
小中学校における多様な学びの場の充実	教育支援委員会において、障がいのある児童生徒にとって望ましい就学への支援を行うとともに、保護者の意向を含め一人ひとりのニーズに即した受入体制の充実に努めます。	学校指導課
家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトの検討	障がいのある子どもとその保護者が地域で切れ目なく支援を受けられるよう、家庭と教育と福祉の連携に向け、家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトの実施を検討します。	学校指導課 福祉課

「通級指導教室」の設置	障がいのある児童生徒の教育環境を整えていくため、通級指導教室の設置に向けた取り組みを推進するとともに、個々の障がいの状態に応じた特別な支援を行うなど、より専門性の高い学習環境の整備を進めます。	学校指導課
特別支援教育の充実	個別の障がいに対する理解を深め、より良い学習支援を行うため、特別支援教育コーディネーターとの連携や特別支援教育支援員の適正配置を行うなど、障がいのある児童生徒が地域で共に学べる教育環境づくりに努めます。	学校指導課
沖縄県との連携	沖縄県インクルーシブ教育学校支援事業の巡回アドバイザー派遣を活用し、小中学校で教育的な配慮が必要な児童生徒に対する支援体制の充実を図ります。	学校指導課 各小中学校
教職員の資質の向上支援	学校全体の障がいに対する理解を深め、特性に応じた支援を行うことができるように、研修会等への参加を促進し、教職員全体の意識改革や指導力の向上に努めます。	学校指導課
学校施設のユニバーサルデザイン化の推進	障がいのある児童生徒が、地域の小中学校で不便なく学習できる環境を整えるため、必要に応じた学校施設のユニバーサルデザイン化を推進します。	教育総務課
学童クラブにおける障がい児の受け入れ	学童クラブの支援員を対象にした巡回相談を実施するなど、学童クラブにおける障がい児の受け入れ体制の充実を図ります。	こども未来課

基本施策3 障がいのある人とない人の交流を進める

障がい者（児）が地域社会の一員として、安心して生活していくためには、障がい者（児）や障がいに対する正しい理解を深めていく必要があります。そのためには、地域交流の充実並びに社会参加を促すための支援の充実が求められます。まつりやイベント時だけでなく、地域の行事など日常的に交流できる仕組みづくり、移動支援や社会参加を促す取り組みを進めます。

（1）交流機会と場づくり

【現況と課題】

- 近年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、自粛した期間がありましたが福祉運動会、福祉納涼まつりなどを通じた交流機会の充実に努めています。
- 今後は、多様な交流イベントの検討をはじめ、イベントにおける当事者団体等の参加促進が課題となっています。
- 障がい者アンケート調査の結果から、地域活動に参加してない（参加したいけどできていないを含む）割合は75.3%と高くなっています。障がいがある理由で参加できないとの意見もありますが、障がい者への理解が少ない、情報がないなどの意見もあり、村民の理解の向上や情報提供、参加を促す支援の検討が必要です。

【施策の方向性】

読谷まつりや福祉納涼まつりなどの各種イベントや自治会等が主催する地域行事等を通じた地域住民との障がい者（児）との交流機会の充実を図ります。

具体的取り組み	内容	課名
交流イベントの開催	障がい者（児）の交流、多様な社会参加を行うことができるように、障がい福祉サービス事業所や社会福祉協議会、当事者団体等と連携した交流イベントの企画・運営等、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを進めます。	福祉課 社会福祉協議会
地域交流活動の活性化支援	各種イベント等への出店や障がい者施設、支援団体等が主催するイベント等を通じた地域住民との交流機会の充実を図ります。	福祉課 社会福祉協議会
地域活動支援センター事業の充実	障がいのある人に対して、地域の実情に応じ創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流を促進するなど、地域活動支援センターの主体的な事業の充実に努めます。	福祉課

<p>地域行事等へ参加しやすい環境づくり</p>	<p>地域における様々な行事やイベント等に関する情報提供の充実を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、地域活動に誰もが気軽参加できるよう住民に対する意識啓発、参加しやすい地域づくりに努めます。</p>	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>
--------------------------	---	------------------------

(2) 社会参加の促進

【現況と課題】

- 当事者団体などの活性化支援（助成金等の交付）をはじめ、手話通訳者等の派遣、余暇として外出する際の移動支援（ヘルパーの派遣）、スポーツ大会への参加等を支援しています。
- 今後は、団体や組織の活性化や移動支援など社会参加を促進させるための支援のあり方の検討、各種スポーツレクリエーションに親しむ機会の充実が課題となっています。
- 当事者団体や組織に加入していない方々等の社会参加に対するニーズの把握とつながりづくり、ニーズを踏まえた適切な支援を検討することが必要です。
- 障がい者アンケート調査の結果から、社会活動に参加するためには、「気軽に参加できる雰囲気であること」（41.2%）、「外出のための手段が確保されていること」（29.9%）、「活動について情報が提供されること」（28.9%）、「一緒に行く仲間がいること」（27.1%）などの意見が多く、これらを踏まえた参加しやすい環境づくりが求められます。

【施策の方向性】

障がいのある人が地域でいきいきと暮らしていけるよう、障がい者のニーズを踏まえながら、コミュニケーションや移動の支援、スポーツや文化芸術活動に参加する機会の充実等を図ります。

具体的取り組み	内容	課名
当事者団体、組織の活性化支援	団体や組織について、参加者の高齢化や担い手不足など課題を踏まえた上で、活動が活性化するように、活動支援の補助金や助成金を交付します。	福祉課 社会福祉協議会
コミュニケーション支援事業の充実	ALS や聴覚に障がいのある人が、社会活動へ参加しやすい環境づくりの一環として、手話通訳や要約筆記者等の派遣、重度障害者用意思伝達装置の購入など支援の充実を図ります。	福祉課
移動支援の充実	必要に応じ、障がいのある人の外出時の円滑な移動を支援し、生きがいと社会参加を促進するため、ヘルパーを派遣し、外出時の移動支援の充実に努めます。	福祉課

<p>スポーツ、レクリエーション活動の参加機会の充実</p>	<p>障がい者（児）のスポーツ、レクリエーションに対するニーズ把握を行うとともに、障がいの程度に応じ、障がいのある人が心身ともに健康で明るく交流ができるよう、障がい者スポーツ大会や児童デイサービス「ボッチャ交流会」などにより参加機会の充実に努めます。</p>	<p>福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会</p>
<p>文化、芸術活動に対する支援</p>	<p>文化、芸術活動を通して、自己実現や生きがいを見出していくことができるように、プログラムの整備や成果を発表する機会の創設に努めます。</p>	<p>福祉課 生涯学習課 文化振興課</p>

基本目標 2 住み慣れた地域で暮らし続けられるむらづくり

基本施策 1 障がいのある人の地域生活を支える

障がいのある人が安心して地域で生活していけるよう、医療費の助成を行うとともに、障がいの原因となる疾病の予防並びに早期発見・早期治療に努めます。また障がい者（児）への虐待、偏見や差別の解消に向けた取り組みの充実を図ります。

(1) 保健、医療サービスの充実

【現況と課題】

- 特定健診及び特定保健指導をはじめ、こころの健康づくり（相談支援）、自立支援医療の給付、重度心身障がい者（児）への医療費助成などを実施しています。
- 今後とも、特定健診等の受診率の向上させるための取り組みをはじめ、医療費助成制度の周知などが必要となっています。
- 令和6年4月から精神保健に関する相談支援について、読谷村においても必要な援助を行うことが求められています。

【施策の方向性】

特定健康診査、特定保健指導の充実を図るとともに、障がいを早期に発見し医療機関への受診及び適切な支援へつなぐ体制の充実、こころの健康づくりの強化に努めます。

具体的取り組み	内容	課名
特定健診、特定保健指導の充実	特定健診、特定保健指導等の実施により、自立支援医療の発生要因の一つである生活習慣病の予防対策に努めます。	健康推進課 健康保険課
精神保健に関する相談支援	精神保健福祉法の改正に伴い、精神保健に課題を抱える方を含め、こころの健康づくりに対する相談支援体制の充実を図ります。	福祉課 健康推進課
自立支援医療の給付	生活能力の向上や社会活動を容易にするために、必要な更生医療・育成医療・精神通院医療を自立支援医療として給付します。	福祉課
重度心身障がい者（児）への医療費助成	重度心身障がい者（児）を対象に、必要な医療を適切に受診することができるように、医療保険（健康保険）を使って医療を受けた時に、保険適用された自己負担金を助成します。	福祉課

(2) 権利擁護の推進

【現況と課題】

- 人権教育をはじめ、成年後見制度等の周知、虐待防止ネットワーク事業（施設に保護できるように事業所と契約）を実施しています。
- 成年後見制度等については、制度へつなぎ、開始までに時間がかかることや本人の拒否などが課題となっています。また、虐待防止については行政としての介入の難しさが課題となっています。
- 障がい者アンケート調査の結果から、障がいがあることで差別されたり嫌な思いをしたという回答は14.4%（R2調査：26.4%）で減ってきているものの、差別の解消に向け継続した取り組みが求められます。
- 認知症や知的障がいのある人の日常生活を支えるため、成年後見制度等の適切な利用を促していくことが求められています。

【施策の方向性】

障がいのあるなしに関わらず、一人ひとりが相互の人格と個性を尊重し、多様性を認め合う社会の実現に取り組めます。令和6年4月から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されたことについて周知を図るとともに、障がいのある人に対する差別や偏見を解消に向けた啓発など、権利擁護の充実を図ります。

具体的取り組み	内容	課名
人権教育の推進	見た目で見分けにくい障がいを含め、障がいや障がいのある人に対する理解を深めていくため、学校教育や生涯学習の機会を通じた人権教育に取り組めます。	福祉課 生涯学習課 学校指導課
成年後見制度の周知と利用促進	認知症、知的障がい等があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちに対し、成年後見制度や日常生活自立支援事業に関わる情報提供や利用に関わる連絡調整等の支援を行います。	福祉課 社会福祉協議会
虐待防止ネットワークの充実	地域自立支援協議会や関係機関と連携し、虐待の早期発見から早期対応等が継続して実施されるように、支援体制づくりに取り組めます。	福祉課
障がいのある人に対する差別の解消	「障害者差別解消法」「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」の周知を図るとともに、合理的配慮や障がいを理由とした差別等の禁止に関する啓発を進めます。	福祉課

基本施策2 障がいに応じて働ける場を確保する

障がい者が働くことは、単に収入を得ることにとどまらず、障がい者の社会参加や生きがいづくり、誰一人取り残さない社会の実現につながります。障がい者が働き続けることができる環境の充実に向け、健康状態に合わせて働くことができる雇用の場の確保並びに福祉的就労の充実に努めます。

(1) 就労支援と雇用機会の拡大

【現況と課題】

- 障害者総合支援法に基づき就労支援を実施しています。
- 障がい者の一般就労に向けては、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等機関と連携した情報提供に取り組んでいます。
- 障がい者アンケート調査の結果から、現在仕事をしていない障がい者の22.9%が収入を得る仕事をしたいとの意向が示されています。
- 障がい児アンケート調査の結果から、「障がい配慮された職場環境で働きたい」が47.3%、「障がいのない人と一緒に一般の職場で働きたい」が33.0%となっています。
- 今後も障がい者の就労支援、雇用機会の拡大については、各機関との連携強化が求められます。
- 雇用機会の拡大として、地域自立支援協議会の就労部会を通じた関係者間の連携強化、一般企業に対する継続したアプローチが求められます。

【施策の方向性】

一般就労への意向を踏まえ、中小企業における障がい者就労の拡大に向けた啓発活動、障がい者の状況や能力に応じた就労移行支援並びに就労定着支援など、総合的な就労支援等の充実に努めます。

具体的取り組み	内容	課名
就労に対する意識の向上	社会参加や生きがい、エンパワメント ¹ を高めるなど、障がい者が働くことの意義等の周知を図るための情報提供の充実、高等学校在籍児の保護者を対象にした説明会、障がい者(児)及び家族を対象とした研修会の開催、計画相談員等の意識の向上に取り組めます。	福祉課

¹ エンパワメント：障がい者などの社会的に不利な立場にいる人の、長所や強さなどのプラスな面に着目して様々な方向で援助すること。

就労支援事業の充実	福祉施設から一般就労への移行を促進していくため、就労に向けた基礎的訓練から技能技術の習得にいたる支援事業等の充実を図ります。また、就労支援事業者等との連携による職探しや職場定着支援などの充実に努めます。	福祉課
障がい者雇用制度等の周知と利用促進	障がい者雇用の拡大に向け、民間企業に対する制度の周知とその活用を促進してまいります。また、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等機関と連携し、「障がい者雇用支援月間」、法定雇用率の遵守等の周知を図ります。	商工観光課 福祉課
就労定着に向けた支援	就労に伴う環境変化により、生活面の課題を有する障がい者に対して、就労定着支援サービスの利用を促します。 また仕事を始めた障がい者が働き続けることができるよう、職場内のバリアフリー化など障がいの特性に応じて働き続けることができる環境整備等に関する情報提供を行います。	福祉課
障がい者雇用促進事業	就労コーディネーターを中心に障がい者の雇用促進、就労支援の充実、一般雇用の拡大に向けた村独自の障がい者雇用促進事業の充実を図ります。	福祉課

(2) 福祉的就労の充実

【現況と課題】

- 障害者総合支援法に基づき「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」の事業を実施しています。
- 障がい者アンケート調査の結果から、仕事をしている方の勤務形態は「就労訓練を受けている（就労継続支援A、就労継続支援B、就労移行支援など）」が36.9%で最も多くなっています。
- 今後は、就労定着に向けたフォローアップをはじめ、読谷村の地場産業と連携した取り組みの充実が求められます。

【施策の方向性】

障がい者の特性に応じた支援の充実並びに農業と就労継続支援利用者とのマッチングなど、地域自立支援協議会の就労部会等における検討を通じて、一般就労が困難な障がい者に対する福祉的就労の充実を図ります。

具体的取り組み	内容	課名
就労継続支援事業等の充実	一般就労が困難な障がい者に対して、労働を通じた生きがいづくり、社会参加を進めていくため、就労継続支援の充実及び工賃の向上に努めます。	福祉課 商工観光課 営農知産地笑推進課

基本施策3 安心して暮らせる生活環境をつくる

障がいのある人も含め、すべての人が安心して暮らせるむらづくりに向け、ユニバーサルデザインによる整備の推進、防災・防犯等の対策の充実、地域生活を支える住まいの確保等に努めます。

(1) ひとにやさしいむらづくりの推進

【現況と課題】

- 公共施設等のバリアフリー化の推進をはじめ、分かりやすい案内サインの設置、移動・交通手段としてノンステップコミュニティバス(鳳バス)を運行しています。
- 障がい者アンケート調査の結果から、外出しない理由として「道路や建物の階段などが不便(危険)」が11.8%となっており、障がい者の社会参加を支えるため、環境の改善が求められています。
- 公共施設等のバリアフリー化については、既存の施設等の改修時期に合わせた対応が中心となっており、その間の機関の対応が課題となっています。

【施策の方向性】

障がいのある人も含め、すべての人の多様な社会参加を支えるユニバーサルデザイン²のむらづくり並びに移動支援の充実等を図ります。

具体的取り組み	内容	課名
生活環境のユニバーサルデザイン化の推進	建築物、公園、道路等の公共施設等においては、「バリアフリー法」、「沖縄県福祉のまちづくり条例」の基準に準じ、障がいの有無に関わらず、すべての人の安心・安全な暮らしを支えるユニバーサルデザインによる整備を推進します。 その際、障がい当事者の意見等を踏まえた整備に努めます。	都市計画課 土木建築課 福祉課
わかりやすい案内サインの設置検討	障がいの特性を考慮し、すべての人に配慮したわかりやすい、案内表示の設置を推進します。	都市計画課
障がいのある人に配慮した移動・交通機関の整備促進	障がいのある人の日常生活や社会参加における外出等の利便性・安全性を向上させるため、交通機関等におけるユニバーサルデザインによる整備等を促進します。	都市計画課 福祉課

² ユニバーサルデザイン：誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会を目指すデザインのこと。

沖縄県ちゅらパーキング利用証制度の周知等	沖縄県ちゅらパーキング利用証の交付を行うとともに、沖縄県ちゅらパーキング利用証制度 ³ の周知を図ります。	福祉課
----------------------	--	-----

(2) 防災、防犯、交通安全の推進

【現況と課題】

- 自主防災会に設立に向けた情報、関係機関と連携した防犯活動、新設道路における適切な交通安全施設等の整備を実施しています。
- 障がい者アンケート調査の結果から「災害時に一人で避難できない」割合は身体障がい者で29.8%、知的障がい者で52.4%、精神障がい者で19.5%、重複障がい者で23.5%となっています。
- 一人のときに近所に助けてくれる人がいないという割合は、身体障がい者で23.4%、知的障がい者で36.6%、精神障がい者で36.6%、重複障がい者で47.1%となっており、災害時の支援体制の構築が課題となります。
- 今後は、「防災対策」については、要援護者台帳の整備と情報更新、要援護者を支援するための地域と連携した体制づくりが課題となっています。「防犯・交通安全対策」については、関係機関と連携の強化が必要となっています。

【施策の方向性】

台風、地震、津波等の災害時における障がい者の避難誘導體制の充実、地域等と連携した防犯並びに交通安全対策の充実を図ります。

具体的取り組み	内容	課名
自主防災会の設立促進	自治会と定期的に意見交換を通じて、自主防災会の設立、地域の支え合い活動や防災での連携の充実を図ります。 防災訓練においては、地域の障がい者(児)の参加を呼びかけ、災害時の支援体制の構築等に努めます。	総務課 福祉課

³ 沖縄県ちゅらパーキング利用証制度：公共施設や商業施設等に設置されている障害者等用駐車区画（「車いすマーク」のある駐車区画）の利用対象者を障がい者、高齢者、妊産婦などのうち、歩行が困難な者や移動の際に配慮が必要な者に限定し、対象者には共通の「利用証」を交付することで、同駐車区画の適正利用を図る制度で、全国的には、「パーキングパーミット制度」と呼ばれる。

地域との連携体制の充実	要援護者台帳の整備と情報更新に努め、障がいのある人を支援する協力員や支援者等と情報の共有化並びに迅速に避難誘導を行うことができる仕組みの充実を図ります。また自治会の地域支え合い委員会活動を通じた防災対策の充実を図ります。	福祉課
災害時における災害情報提供の充実	デジタル防災行政無線、放送内容のメール配信、防災ラジオ、読谷村公式LINE等を活用して防災情報提供の充実を図ります。	福祉課 総務課
防犯対策の充実	障がいのある人の日常生活における安全性を確保するため、警察、自主防犯組織との連携強化を図り、地域の防犯活動を一層推進します。	福祉課 生活環境課
交通安全対策の充実	地域の道路交通事情に応じた交通安全付帯施設等の適正な整備を促進するとともに、警察、関係機関等と連携した交通安全対策を推進します。	福祉課 生活環境課

(3) 住まいの確保対策

【現況と課題】

- 住宅改修費の給付をはじめ、不動産業者や大家等への相談、地域自立支援協議会のくらし部会を通じて地域移行に向けた取り組みを行っています。
- 今後は、障がい者の住まいの確保においては、地域住民や不動産事業所などの障がい者への偏見解消が課題となっています。
- 障がい者アンケート調査の結果から、今後の生活について「家族とは別に、1人暮らし又は仲間と暮らしたい」が10.9%、「グループホーム⁴など暮らしたい」が3.2%となっており、障がい者の地域生活を支える多様な住まいの確保が求められています。
- 障がいのある人が民間賃貸住宅等へ入居することは容易ではないため、関係機関や保証会社等と連携した入居支援体制の構築が求められます。

【施策の方向性】

障がいのある人が地域で安心した生活を送ることができるよう、住宅のバリアフリー化並びに住まいの確保に関する支援に努めます。

具体的取り組み	内容	課名
住宅改修費給付の実施	下肢、体幹又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい等を有する方で、身体障害者手帳2級以上の所持者に対し、居住生活動作補助用具（住宅改修）費の支給を行い、住宅のバリアフリー化を促進します。 また、読谷村住宅リフォーム支援事業により住宅のバリアフリー化を促進します。	福祉課 土木建築課
住宅入居等支援事業の検討	障がいのある人で住宅に困窮する方の生活の場を確保するため、不動産関連事業所や関係機関との調整を進めます。	福祉課 都市計画課
グループホームの確保	グループホームの利用ニーズを把握するとともに、障がいのある人の地域生活への移行を支えるため、グループホームの確保等について事業所等と連携していきます。	福祉課

⁴ グループホーム：障がいのある方が必要な支援やサポートを受けながら、共同生活を行うことができる住まいのこと。

基本目標 3 必要なサービスが必要な時に利用できるむらづくり

基本施策 1 必要な人に必要なサービスが得られるようにする

支援を必要とする人がライフステージに応じたサービス等に関する情報を得ることができる相談及び情報提供体制の充実を図るとともに、地域住民による声かけや手助けを含め障がい者の個々のニーズに応じたサービス提供体制の確立に努めます。

(1) 相談支援、情報提供体制の充実

【現況と課題】

- 年々複雑化し、相談件数も増加するなか、相談員5人体制での対応をはじめ、コミュニティソーシャルワーカー⁵の配置などを行っています。
- 福祉担当窓口において、障害者手帳交付時に「障がい者福祉のしおり」を配布し障がい福祉サービス等に関わる情報提供を行っています。
- 障がい者アンケート調査の結果から、障がい者福祉を充実させるために重要なのは「相談業務・窓口の充実」(37.0%)が第1位、「制度やサービスに関する情報提供体制の充実」(35.2%)が第2位となっており、相談対応及び情報提供の充実が求められます。

【施策の方向性】

障がいのある人及びその家族等が抱える問題に適切に対応するとともに、ライフステージで生じるニーズに応じて切れ目ない支援を届けることができるよう、相談支援体制及び情報提供の充実を図ります。

具体的取り組み	内容	課名
相談支援体制の充実	障がいのある人のニーズに応じた必要な情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援などについて、今後設置予定の基幹相談支援センターを通じて、相談支援体制の充実を図ります。	福祉課
コミュニティソーシャルワーカーを通じた支援の充実	社会的な支援を必要とする人に対し、それぞれの状況に応じた包括的な支援が行えるように、コミュニティソーシャルワーカーを通じた支援の充実を図ります。	福祉課 社会福祉協議会

⁵ コミュニティソーシャルワーカー：地域で困っている人を支援するため、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする専門職。

医療的ケア児等コーディネーター ⁶ を通じた支援の充実	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、医療的ケアが必要な子ども等が切れ目なく適切な支援を受けることできる支援体制の構築を図ります。	福祉課
ピアサポート体制の構築	障がいのある人自身が、障がい者の立場に立って相談を受けるピアサポート体制づくりに向け、障がい当事者団体や相談支援事業所、社会福祉協議会等と連携しサポーターの養成に取り組めます。	福祉課
「福祉サービス事業所パンフレット」や「障がい者福祉のしおり」の活用	「福祉サービス事業所パンフレット」、「障がい者福祉のしおり」を福祉課窓口で配布しており、今後ともこれらの情報誌を活用し、障がいのある人に必要な情報を提供します。	福祉課
ICT利活用に対する支援	障がい者のICTの利活用に関するニーズを把握し、素早い情報の入手や在宅就労等につながる講座等の開催など、ICTの利活用に対する支援を検討します。	福祉課 社会福祉協議会
情報提供体制の充実	障がいのある人が必要とする情報を容易に取得することができるように、SNSを含む多様な媒体活用や音声読み上げソフトを想定した村ホームページの作成など情報提供体制の充実を図ります。	福祉課

⁶ 医療的ケア児等コーディネーター：医療的ケア児が必要としている支援やサービスの調整を行い、医療的ケア児やその家族が安心して過ごしていけるように、総合調整を行う支援者。

(2) 日常生活支援、家族支援

【現況と課題】

- サービス管理責任者連絡会を通じたケアマネジメントの強化、地域自立支援協議会において障がい者（児）のニーズ把握と支援ネットワークの構築等を行っています。
- 障がい者アンケート調査の結果から、福祉サービスを利用しているのは 24.3%となっており、相談支援専門員はすぐに見つかったかについて「はい」が 36.3%、「いいえ」が 34.9%となっています。
- また、主な介護者が介助できなくなった場合について、現在は「同居している他の家族に頼んでいる」が 44.8%、「同居していない家族・親戚に頼んでいる」が 40.9%、「誰にも頼まず一人で何とかしている」が 28.1%と家族や親族に頼むか、一人で対応している割合が多い状況です。しかし今後は、ホームヘルプサービスを利用したい（20.7%）、ショートステイを利用したい（13.8%）との意向が現状値より 4 倍以上高く示されています。
- 今後は、65 歳以上の方への障がい福祉サービスの提供のあり方が課題となっています。また、地域生活への移行を促すための住まいの確保、地域の理解と支援体制の構築、緊急時に対応できる拠点機能の充実が課題となっています。

【施策の方向性】

障がい福祉計画における国の基本指針並びに障がい者（児）のニーズを踏まえ、支援を必要とする方に障害福祉サービス等を提供できる体制の確立に努めます。

具体的取り組み	内容	課名
ケアマネジメント ⁷ の強化	計画相談員を対象とした研修会等により計画相談員の資質の向上に努め、障がい者（児）のエンパワメント及び生活を質の向上につなげるよう、ケアマネジメントの強化を図ります。	福祉課
訪問系サービスの充実	障がいのある人の在宅生活を支援していくため、障がいの状況や様態に応じ居宅において入浴、排せつ、食事の介護支援やショートステイ等の充実に努めます。	福祉課

⁷ ケアマネジメント：障がい者（児）の地域での生活を支援するための相談・調整のシステム。障がい者の意向を尊重しながら、福祉・保険・医療・教育・就労などのニーズを踏まえ、地域の社会資源やサービスを適切に結び付ける。

日中活動系サービスの充実	福祉施設等において、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日常生活上の世話、自立訓練並びに就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	福祉課
居住系サービスの充実	施設（グループホームを含む）に入所している障がいのある人に対し、主に夜間、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。また、相談その他の日常生活上の援助を行います。	福祉課
地域生活への移行支援	地域生活への移行が可能な方の円滑な地域移行や地域生活の継続を支援するための事業並びに地域自立支援協議会を通じた支援ネットワークの構築等を図ります。	福祉課
介護家族への支援	関係機関と連携し、障がいのある人の介護に対する情報提供や介護技術の向上に向けた講習会を開催します。また、日中一時支援事業やショートステイ等の充実に努め、家族等のレスパイトケア ⁸ の充実に努めます。	福祉課
地域生活支援拠点等 ⁹ の機能の拡充	地域生活支援拠点等について、現在実施している緊急時の受入れを軸に、事業所と連携しながら「相談」、「体験の機会・場」、「人材育成」、「地域の体制づくり」の機能の確保に努め、障がいのある人の地域生活を支える仕組みの充実に努めます。	福祉課

⁸ レスパイトケア：介護や看護を必要とする人の家族や介護者が一時的に休息や自分の時間が持てるように、専門のサービスを利用すること。

⁹ 地域生活支援拠点等：障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。

基本施策2 地域の中で人と人が支えあう

障がいのある人もない人も、地域の一員として孤立することなく、共に支え合い、助け合いながら自分らしく暮らすことのできるむらの実現を目指し、様々な主体とのネットワークの構築及び人材の養成・確保、安心した生活を支える各種制度の周知等を行います。

(1) 地域福祉活動の推進

【現況と課題】

- 地域自立支援協議会を核として、障がいのある人の日常生活に関わる多様なニーズへの対応や問題解決に向けた調整、地域資源の開発等に努めています。
- 社会福祉協議会は、障がいのある人の福祉施策のみならず、地域包括ケアの体制づくりにおいても重要な役割を担う組織として、積極的な連携及び活動支援を行っています。
- 障がい者アンケート調査の結果から、ひとりの時にあなたを助けてくれる人がいないと回答した割合は32.7%となっています。
- 地域に密着したニーズの把握、24地域で行われている地域支え合い活動の継続、地域活動にかかわる担い手の確保、育成が課題となります。

【施策の方向性】

住民が地域の課題を自分ごととして捉え、支える側、支えられる側という関係性を越えて、互いに助け合いながら、自分らしく暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向け、関係機関等とのネットワークの強化並びに福祉人材の養成等に努めます。

具体的取り組み	内容	課名
地域自立支援協議会 ¹⁰ の充実	障がいのある人の日常生活や社会生活に関わる多様なニーズに柔軟に対応するため、地域自立支援協議会を通じて、関係機関等とのネットワークの充実を図ります。また相談支援から各種サービス提供に至る調整機能の強化、各部会との協働による効果的な施策の展開に取り組めます。	福祉課
NPO団体等の活動支援	地域共生社会の担い手として、村内で福祉活動を推進するNPO団体等の活動支援に努めます。	福祉課 社会福祉協議会

¹⁰ 障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がい者等及びその家族並びに福祉、医療、教育、雇用等に関連する従事者等で構成される協議会。関係者等が相互に連携、地域課題を共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議する。

<p>福祉に関わる人材の養成、確保</p>	<p>地域の保健福祉に関わる人材の養成、確保を図るため、各種研修会や講座の開催、高校生や大学生など若い世代へ呼びかけ、地域からの推薦を募るなど、地域の福祉を担う新たな人材の掘り起こしに努めます。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
-----------------------	---	----------------

(2) 経済的負担の軽減

【現況と課題】

- 障がいのある人々の自立生活の継続に関わる支援の一環として、公的年金、各種手当等の支給をはじめ、自立支援医療費の給付、医療費の助成を実施しています。
- 障がい者アンケート調査の結果から、介護者が困っていることとして「経済的な負担がかかる」が15.3%で第3位となっています。
- 今後も公的年金等の支給、医療費の助成については、今後とも適正な対応を行います。

【施策の方向性】

障がいのある人が安心して暮らしていけるよう、各種障害者手当の適正な支給、医療費の助成等に向けた各種制度の周知を図ります。

具体的取り組み	内容	課名
公的年金、各種手当等の適正支給	障がいのある人やその家族等の経済的な負担を軽減していくため、公的年金の手続きや各種手当等の適正な支給に努めます。	住民年金課 福祉課
医療費の適正な助成	障がいのある人が、必要な医療を適切に受診することができるよう、医療費の助成制度の周知を図ります。	福祉課
自立支援医療費 ¹¹ の給付	生活能力の向上や社会活動を容易にするために必要な更生医療、育成医療、精神通院医療を自立支援医療として給付します。	福祉課

¹¹ 自立支援医療制度：心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。

第4章

第7期読谷村障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

第4章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

[2024（令和6）年度～2026（令和8）年度]

1. 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

（1）基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。計画期間は令和6年4月～令和9年3月

（2）本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援の提供体制確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるため取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

(3) 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・地域自立支援協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

(4) 成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域生活平均日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

(5) 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等（都道府県・市町村）

- 居宅介護の利用者数、利用時間数※
- 重度訪問介護の利用者数、利用時間数※
- 同行援護の利用者数、利用時間数※
- 行動援護の利用者数、利用時間数※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数※
※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数【新設】
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数
- 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練）【新設】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実（都道府県・市町村）

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等（都道府県）

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援（都道府県・市町村）

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数
- 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

（都道府県・市町村）

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

（都道府県）

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 **【新設】**

⑦相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新設】
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新設】

2. 前期計画の評価

(1) 成果目標と実績値

1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

令和元年度末の施設入所者 41 人を基準に、令和 5 年度には 40 人（1 人減）、地域移行数 1 人を目標として設定されていましたが、令和 4 年度末の施設入所者は 47 人と、6 人の増加となり、地域移行はみられませんでした。

施設入所者が増加した要因を分析するとともに、地域での支える支援体制のあり方について検討が必要となります。

■福祉施設入所者の地域生活への移行

	基準年 (令和元年度末)	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和4年度末)	達成率
施設入所者数	41 人	40 人	47 人	—
施設入所者削減数		1 人	-6 人	-600.0%
地域移行数		1 人	0 人	0.0%
令和元年度から地域移行する目標割合		2.4%	0.0%	0.0%

2) 地域生活に関する支援

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとして、「保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置」が目標として位置づけられており、設置済みとなっています。

地域生活支援拠点等も設置されており、今後は拠点機能の拡充が求められます。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和4年度末)	達成率
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	令和3年度 (村単独設置)	設置済み	達成
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	年3回	年3回	達成
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	10人	15人	達成
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回	年1回	達成

■障がい者の地域生活支援拠点等の整備

	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和4年度末)	達成率
地域生活支援拠点等の整備	設置 (面的整備型)	設置済み	達成
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討	年2回	年3回	達成

3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への年間移行者数は、令和元年度の 2 人から令和 5 年度末 4 人を目標としていました。令和 3 年度は一般就労への移行実績なしとなっています。

就労移行支援事業、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型からの一般就労への移行者数は、令和 3 年度移行実績なしとなっています。

就労定着支援事業の利用者数は令和5年度末に2人を目標として設定し、令和3年度の利用者数が2人となっていることから、目標を達成しています。村内に1箇所就労移行支援事業所の確保を目標としていましたが、令和3年度時点で村内に事業所はありません。

■福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行者数

	基準年 (令和元年度末)	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和3年度末)	達成率
年間の一般就労移行者数	2人	4人	0人	—
令和元年度実績値からの伸び		2.00倍	0.00倍	0.0%

②就労移行支援事業の移行者数

	基準年 (令和元年度末)	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和3年度末)	達成率
就労移行支援事業所の移行者数	2人	1人	0人	—
令和元年度実績値からの伸び		0.50倍	0.00倍	0.0%

③就労継続支援A型の移行者数

	基準年 (令和元年度末)	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和3年度末)	達成率
年間の一般就労移行者数	0人	1人	0人	—
令和元年度実績値からの伸び		—	—	—

④就労継続支援B型の移行者数

	基準年 (令和元年度末)	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和3年度末)	達成率
就労移行支援事業所の移行者数	0人	1人	0人	—
令和元年度実績値からの伸び		—	—	—

⑤就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率

	基準年 (令和元年度末)	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和3年度末)	達成率
就労定着支援事業の利用者数		2人	2人	100.0%
管内(村内)就労移行支援事業所数		1か所	0か所	
就労移行率が8割以上の事業所数	—	1か所	—	—
就労移行率8割以上の事業所が全体に占める割合	—	100.0%	—	—

4) 相談支援体制

令和5年度の1か所の確保を目指していた総合的・専門的な相談支援は未実施、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成支援について未実施となっており、今後は基幹相談支援事業所の確保等を通じた相談支援体制の充実が求められます。

■相談支援体制の充実・強化等

	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和4年度末)	達成率
総合的・専門的な相談支援の実施	1か所	0か所	—
地域の相談支援体制の強化			
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	1件	0件	—
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	1件	0件	—
地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数	2回	3回	達成

5) サービスの質の向上

障がい福祉サービスの質を向上させるため、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を分析する体制を令和3年度に構築し、令和4年度に県の実施する研修に4人が参加しています。

■障がい福祉サービスの質を向上させるための取組み

	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和4年度末)	達成率
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	5人/年間	4人/年間	—
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	令和3年度構築	令和3年度構築	達成

6) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターについて、令和5年度中に設置することを目標としており、令和4年度においては未設置となっています。

「保育所等訪問支援を利用できる体制の構築」、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」、「医療的ケア児支援のため保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置」については達成、医療的ケア児等コーディネーターは令和4年度2人の配置となっています。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数として、令和5年度に10人を目標としており、令和4年度の受講者数が46人と目標を大きく上回っています。ピアサポート活動への参加は、令和4年度まで実績がありません。

■障がい児支援の提供体制の整備等

	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和4年度末)	達成率
児童発達支援センターの設置	令和5年度中 (圏域設置)	未設置	—
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和5年度中	構築済み	達成
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保済み	確保済み	達成
医療的ケア児支援のため保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	令和4年度中	設置済み	達成
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人(R4)	2人	達成

■発達障がい者等に対する支援(活動指標)

	目標年 (令和5年度末)	実績値 (令和4年度末)	達成率
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	10人	46人	達成
ペアレントメンターの人数	—	—	—
ピアサポートの活動への参加人数	5人	0人	—

(2) 障がい福祉サービスの見込量と実績値

1) 訪問系サービス

「居宅介護（ホームヘルプ）」の利用者数は、令和3年度に見込み通りの実績、令和4年度は見込みを上回る実績となる一方、利用量では令和3年度と令和4年度ともに見込みを下回る実績となっています。

「重度訪問介護」の利用者数は、令和3年度に見込みより実績が1人上回り、令和4年度には見込み通りの実績となります。利用量は令和3年度と令和4年度ともに、見込みを上回る実績となっています。

「行動援護」は、利用者数及び利用量ともに、見込みを上回る実績となっています。

「同行援護」では、令和3年度の利用者数が見込みより少ないものの利用量は、見込み通りとなっています。令和4年度は、利用者数、利用量ともに見込みを上回る実績となっています。

「重度障害者等包括支援」の利用は見込んでおらず、実績はありません。

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
①居宅介護 (ホームヘルプ)	見込み量	43人	1,100時間	43人	1,100時間	43人	1,100時間
	実績値	43人	699時間	61人	818時間	—	—
	充足率	100.0%	63.5%	141.9%	74.4%	—	—
②重度訪問介護	見込み量	7人	640時間	7人	640時間	7人	640時間
	実績値	8人	717時間	7人	900時間	—	—
	充足率	114.3%	112.0%	100.0%	140.6%	—	—
③行動援護	見込み量	4人	70時間	4人	70時間	4人	70時間
	実績値	6人	113時間	9人	168時間	—	—
	充足率	150.0%	161.4%	225.0%	240.0%	—	—
④同行援護	見込み量	7人	70時間	7人	70時間	7人	70時間
	実績値	6人	70時間	8人	144時間	—	—
	充足率	85.7%	100.0%	114.3%	205.7%	—	—
⑤重度障害者等包括支援	見込み量	0人	0時間	0人	0時間	0人	0時間
	実績値	0人	0時間	0人	0時間	—	—
	充足率	—	—	—	—	—	—

2) 日中活動系サービス

「自立訓練（生活訓練）」「就労移行支援」「療養介護」では、実績が見込みを下回っています。その他日中活動系サービスでは実績値が上回っており、特に「生活介護」「就労継続支援A型」では、利用者数、利用量ともに見込みを上回っています。

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
①生活介護	見込み量	100人	1,940人日	100人	1,940人日	100人	1,940人日
	実績値	137人	2,048人日	143人	2,336人日	—	—
	充足率	137.0%	105.6%	143.0%	120.4%	—	—
②自立訓練 (機能訓練)	見込み量	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
	実績値	1人	23人日	—	—	—	—
	充足率	—	—	—	—	—	—
③自立訓練 (生活訓練)	見込み量	9人	165人日	9人	165人日	9人	165人日
	実績値	8人	144人日	7人	117人日	—	—
	充足率	88.9%	87.3%	77.8%	70.9%	—	—

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
④就労移行支援	見込み量	14人	215人日	14人	215人日	14人	215人日
	実績値	10人	205人日	8人	161人日	—	—
	充足率	71.4%	95.3%	57.1%	74.9%	—	—
⑤就労継続支援A型	見込み量	36人	670人日	36人	670人日	36人	670人日
	実績値	42人	810人日	40人	795人日	—	—
	充足率	116.7%	120.9%	111.1%	118.7%	—	—
⑥就労継続支援B型	見込み量	155人	2,625人日	155人	2,625人日	155人	2,625人日
	実績値	152人	2,634人日	177人	2,984人日	—	—
	充足率	98.1%	100.3%	114.2%	113.7%	—	—
⑦就労定着支援	見込み量	2人		2人		2人	
	実績値			1人		—	
	充足率	0.0%		50.0%		—	
⑧短期入所(福祉型)	見込み量	27人	238人日	27人	238人日	27人	238人日
	実績値	25人	208人日	30人	278人日	—	—
	充足率	92.6%	87.4%	111.1%	116.8%	—	—
⑨療養介護	見込み量	39人		40人		40人	
	実績値	8人		8人		—	
	充足率	20.5%		20.0%		—	
⑩自立生活援助	見込み量	0人		0人		0人	
	実績値	0人		0人		—	
	充足率	—		—		—	

3) 居住系サービス

居住系サービスでは、見込みを上回る実績となっています。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数	利用者数	利用者数
①共同生活援助 (グループホーム)	見込み量	33人	33人	33人
	実績値	40人	45人	—
	充足率	121.2%	136.4%	—
①うち精神障がい者	見込み量	14人	14人	14人
	実績値	19人	19人	—
	充足率	135.7%	135.7%	—
②施設入所支援	見込み量	40人	40人	40人
	実績値	46人	47人	—
	充足率	115.0%	117.5%	—

4) 相談支援サービス等

「計画相談支援」について、令和3年度に見込みを上回る実績となっています。「地域移行支援」と「地域定着支援」については実績がありません。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用者数	利用者数	利用者数
①計画相談支援	見込み量	84人	84人	84人
	実績値	100人	82人	—
	充足率	119.0%	97.6%	—
②地域移行支援	見込み量	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	—
	充足率	0.0%	0.0%	—
③地域定着支援	見込み量	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	—
	充足率	—	0.0%	—

5) 障がい児サービス

障がい児サービスは、令和4年度の「保育所等訪問支援」の利用量を除き、見込みを大きく上回る実績となっています。

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
①児童発達支援	見込み量	30人	380人日	30人	380人日	30人	380人日
	実績値	68人	475人日	70人	507人日	—	—
	充足率	226.7%	125.0%	233.3%	133.4%	—	—
②医療型児童発達支援	見込み量	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
	実績値	1人	4人日	0人	0人日	—	—
	充足率	—	—	—	—	—	—
③放課後等デイサービス	見込み量	95人	1,440人日	95人	1,440人日	95人	1,440人日
	実績値	184人	1,906人日	184人	1,929人日	—	—
	充足率	193.7%	132.4%	193.7%	134.0%	—	—
④保育所等訪問支援	見込み量	28人	55人日	28人	55人日	28人	55人日
	実績値	30人	58人日	36人	41人日	—	—
	充足率	107.1%	105.5%	128.6%	74.5%	—	—
⑤居宅訪問型児童発達支援	見込み量	0人		0人		0人	
	実績値	0人		0人		—	
	充足率	—		—		—	
⑥障がい児相談支援	見込み量	27人		27人		27人	
	実績値	48人		70人		—	
	充足率	177.8%		259.3%		—	

(3) 地域生活支援事業の見込量と実績値

理解促進研修・啓発事業と自発的活動支援事業については、令和3年度、令和4年度とも見込みの通り実施しています。

基幹相談支援センター等機能強化事業については、見込み1か所に対し、3か所で事業を実施しています。

①理解促進研修・啓発事業

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実施件数	実利用者数	実施件数	実利用者数	実施件数	実利用者数
理解促進研修・啓発事業	見込み量	1件	—	1件	—	1件	380人
	実績値	1件	—	1件	—	—	—
	充足率	100.0%	—	100.0%	—	—	—

※社会福祉協議会に委託し、講演会や勉強会等の開催

②自発的活動支援事業

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実施件数	実利用者数	実施件数	実利用者数	実施件数	実利用者数
自発的活動支援事業	見込み量	1件	—	1件	—	4件	490人
	実績値	1件	—	1件	—	—	—
	充足率	100.0%	—	100.0%	—	—	—

③相談支援事業

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実施箇所数	実施者数	実施箇所数	実施者数	実施箇所数	実施者数
基幹相談支援センター等機能強化事業	見込み量	1か所		1か所		1か所	
	実績値	3か所		3か所		—	
	充足率	300.0%		300.0%		—	

成年後見制度利用支援事業については、1人と利用見込みに対して、令和4年度は実績がありませんでした。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、令和3年度、令和4年度とも見込みを上回る実績となっています。

④成年後見制度利用支援事業

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実利用者数	実利用者数	実利用者数
成年後見制度利用支援事業	見込み量	1人	1人	1人
	実績値	1人	0人	—
	充足率	100.0%	0.0%	—

⑥意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者派遣事業

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実利用者数	実利用者数	実利用者数
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込み量	125人	125人	125人
	実績値	174人	143人	—
	充足率	139.2%	114.4%	—

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実利用者数	実利用者数	実利用者数
手話通訳者設置事業	見込み量	1箇所	1箇所	1箇所
	実績値	1箇所	1箇所	—
	充足率	100.0%	100.0%	—

日常生活用具については、項目ごとに給付実績の増減が大きく、見込みとの乖離がみられます。

⑦日常生活用具給付等事業

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		利用件数	利用件数	利用件数
介護訓練支援用具	見込み量	5件	5件	5件
	実績値	2件	0件	—
	充足率	40.0%	0.0%	—
自立生活支援用具	見込み量	8件	8件	8件
	実績値	11件	7件	—
	充足率	137.5%	87.5%	—
在宅療養等支援用具	見込み量	3件	3件	3件
	実績値	6件	3件	—
	充足率	200.0%	100.0%	—
情報・意思疎通支援用具	見込み量	4件	4件	4件
	実績値	8件	2件	—
	充足率	200.0%	50.0%	—
排泄管理支援用具	見込み量	430件	430件	430件
	実績値	283件	564件	—
	充足率	65.8%	131.2%	—
居住生活動作補助用具 (在宅改修費)	見込み量	1件	1件	1件
	実績値	1件	2件	—
	充足率	100.0%	200.0%	—

手話奉仕員養成研修事業は、令和3年度は実績が無く、令和4年度は見込みと実績に大きな差はありません。

移送支援事業については、令和3年度、令和4年度とも見込み（時間）に対して実績が大きく下回っています。

地域活動支援センター機能強化事業については、1か所で実施し、令和3年度は見込みの68.4%、令和4年度は見込みと実績に大きな差はありません。

⑧手話奉仕員養成研修事業

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		講習修了者数		講習修了者数		講習修了者数	
手話奉仕員養成研修事業	見込み量	8人		8人		8人	
	実績値	0人		8人		-	
	充足率	0.0%		100.0%		-	

⑨移動支援事業

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	時間	利用者数	時間	利用者数	時間
移動支援事業	見込み量	45人	3,500時間	45人	3,500時間	45人	3,500時間
	実績値	30人	1,544時間	42人	2,327時間	-	-
	充足率	66.7%	44.1%	93.3%	66.5%	-	

⑩地域活動支援センター機能強化事業

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
地域活動支援センター機能強化事業	見込み量	1か所	250人	1か所	250人	1か所	250人
	実績値	1か所	171人	1か所	242人	-	-
	充足率	100.0%	68.4%	100.0%	96.8%	-	-

その他の事業として、日中一時支援事業、うつサロンともに見込み量を実績が下回っています。

その他の事業・任意事業

①日中一時支援事業

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		延べ利用者数		延べ利用者数		延べ利用者数	
日中一時支援事業	見込み量	360人		360人		360人	
	実績値	248人		207人		-	
	充足率	68.9%		57.5%		-	

②うつサロン

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	開催回数	利用者数	開催回数	利用者数	開催回数
うつサロン	見込み量	85人	24回	85人	24回	85人	24回
	実績値	4人	3回	25人	17回	-	-
	充足率	4.7%	12.5%	29.4%	70.8%	-	-

3. 読谷村第7期障がい福祉計画

(1) 成果目標

1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

<p>〈基本指針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設入所者数：令和4年度末時点から5%以上削減 ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者の6%以上 		
--	--	--

事 項	数 値		備 考
現入所者数 (A)	47 人		令和4年度末 (R5.3.31 現在) の入所者数
目標年度入所者(B)	47 人		令和8年度末の見込み
削減見込み目標値(C)	0 人	0%	$C=A-B=E-D$ (国指針:目標5%以上削減)
新規入所者数 (D)	3 人		令和6年～令和8年度末までの新規入所者の見込
退所者数 (E)	3 人		令和6年～令和8年度末までの退所者の見込
地域移行目標数 (F)	1人	2%	(E)のうち、地域移行目標者 (国指針:目標6%以上移行)

【削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠 (考え方)】

入所者のうち比較的支援区分の低い方を対象に、入所施設から自宅やグループホーム等への移行を目指します。新規入所者について、独居又は同居家族が高齢等により家族の支援が困難な方を想定しており、退所者のうち1人が地域移行することを目標とします。

【施設入所者の地域生活への移行に係る方策】

施設入所者がスムーズに地域生活への移行できるよう、地域自立支援協議会のくらし部会での協議を通じ、相談体制の充実及び社会資源の開発などに努め、地域移行支援の充実に努めます。

2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神保健福祉施策において、精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、行政、保健、医療、地域、福祉関係者が連携した支援体制として、地域自立支援協議会の地域連携部会等を活用し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場を令和3年度に設置しました。

年に3回、外見から判断しづらい障がいに対する理解の促進、住まいの確保、地域での助け合い等について、関係者で協議を行い地域で包括的に支える仕組みの充実に図ります。

事 項	回数又は人数		
	令和6年	令和7年	令和8年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3	3	3
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	15	15	15
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1

3) 障がい者の地域生活支援拠点等の整備

〈基本指針〉

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」、災害発生時への対応等を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等は、令和2年に緊急時に受入れ（ショートステイ）機能の確保を行いました。

地域生活支援拠点等については、①相談、②緊急時の受入れ、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりという5つの機能があります。今後は、村内外の事業所等と連携した「面的整備型」で、地域生活支援拠点のすべての機能の確保に努めます。

新たに地域の支援ニーズの把握や社会資源の活用、関係機関の連携等を進めるためのコーディネーターを配置するとともに、年1回は生活支援拠点機能の充実に向けた運用状況を検証・検討を行います。

強度行動障害者への支援については、令和6年にニーズ把握を行い、令和7年に優先すべき支援内容を検討した上で、地域生活支援拠点を活用した支援体制の構築を目指します。

事 項	回数又は人数		
	令和6年	令和7年	令和8年
コーディネーターの配置人数	5	5	5
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討(年間回数)	1	1	1

事 項	整備区域			設置時期		
	単独設置	圏域設置	圏域の範囲	令和6年	令和7年	令和8年
強度行動障害者への支援体制の整備	○			ニーズの把握	優先すべき支援内容の検討	体制の構築

4) 福祉施設から一般就労への移行等

<p>〈基本指針〉</p> <p>【福祉施設から一般就労】</p> <p>ア. 令和8年度末の一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上</p> <p>【就労移行支援事業】</p> <p>イ. 令和8年度末の就労移行支援事業所から一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.31倍以上（31%以上）</p> <p>ウ. 令和8年度末における一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所数：事業所を全体の5割以上を基本とする</p> <p>【就労継続支援事業】</p> <p>エ. 令和8年度末の就労継続支援A型から一般就労への移行者数：令和3年度末の1.29倍以上（29%以上）</p> <p>オ. 令和8年度末の就労継続支援B型から一般就労への移行者数：令和3年度末の1.28倍以上（28%以上）</p> <p>【就労定着支援事業】</p> <p>カ. 令和8年度における就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上</p> <p>キ. 令和8年度末における就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数：事業所を全体の2割5分以上</p>	
---	--

① 福祉施設から一般就労への移行者数

事項	数値		備考
令和3年度の年間一般就労移行者数	0人		令和3年度において就労移行支援事業所等を通じて一般就労した者の数
令和8年度における年間一般就労移行者数	3人	—	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数（基本指針 ア. 令和3年度実績の1.28倍以上）

②-1 令和8年度末における就労移行支援事業の移行者数

事項	数値		備考
令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数	2人		令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数
令和8年度末における一般就労への移行者数	1人	0.5倍	令和8年度末の一般就労への移行実績（基本指針 イ. 令和3年度実績の1.31倍以上）

②-2 就労移行支援事業利用者の一般就労移行率

事項	数値		備考
令和8年度末の管内就労移行支援事業所数（見込み）	1か所		増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載
令和8年度末における一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の数	0か所	—	（基本指針 ウ.）

③ 令和8年度末における就労継続支援A型事業の移行者数

事項	数値		備考
令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数	0人		令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数
令和8年度末における一般就労への移行者数	0人	—	令和8年度末の一般就労への移行実績 （基本指針 エ. 令和3年度実績の1.29倍以上）

④ 令和8年度末における就労継続支援B型事業の移行者数

事項	数値		備考
令和3年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数	0人		令和3年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数
令和8年度末における一般就労への移行者数	0人	—	令和8年度末の一般就労への移行実績 （基本指針 オ. 令和3年度実績の1.28倍以上）

⑤ 就労定着支援事業の利用者数と就労定着率

事項	数値		備考
令和3年度における就労定着支援事業の利用者数	2人		
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	3人		（基本指針 カ. 令和3年度実績の1.41倍以上）
令和8年度末の管内就労定着支援事業所数（見込み）	0か所		増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載
令和8年度末における就労定着率が7割以上の就労支援事業所の数	1か所		（基本指針 キ.）

- 令和2年度に村独自の「障がい者雇用促進事業」を開始しています。就労コーディネーターを中心に障がい者の雇用促進、職場定着、村内企業への理解啓発等を通じて、就労支援の充実、一般雇用の拡大に努めます。
- 令和3年度までは、実績に乏しかったが令和4年に5人、令和5年10月時点で5人の一般就労への移行実績があり、着実に成果をつながってきている。

5) 相談支援体制の充実・強化等

〈基本指針〉

- ・令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ・なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努める。
- ・また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

事 項	設置方法		実施時期		
	単独設置	圏域設置	令和6年	令和7年	令和8年
ア 基幹相談支援センターの設置	○				○
イ 地域の相談支援体制の強化					
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数			1	1	1
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数			1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数			1	1	1
個別事例の支援内容の検証の実施回数					
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数					
ウ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善					
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)					
参加事業者・機関数			4	4	4
協議会の専門部会の設置数			1	1	1
協議会の専門部会の実施回数(頻度)			月1回	月1回	月1回

6) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

〈基本指針〉

- ・ 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修やその他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
- ・ 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

①質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

沖縄県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等へ毎年度2人が参加するものとします。

事 項	参加時期及び人数		
	令和6年	令和7年	令和8年
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修やその他の研修への市町村職員の参加人数	2	2	2

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

中部広域市町村圏事務組合において、関係自治体と担当者会議等で情報共有を行います。

事 項	構築時期		
	令和6年	令和7年	令和8年
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築	○		

4. 読谷村第3期障がい児福祉計画

(1) 成果目標

〈基本指針〉

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。
- ・設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- ・各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

本村では以下に基づき重層的な地域支援体制の構築を進めます。

設置時期	児童発達支援センター機能を令和8年中に設置
設置方法	村内の事業所及び近隣の事業所と連携し、放課後等デイサービスや相談支援、保育所等訪問支援などの同センターが持つ機能を利用できる体制の構築を目指します。児童発達支援センターを核に障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めます。

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所確保

確保時期	確保済み（現在、村内に受入れ事業所が立地している）
確保方法	新たなニーズが発生した場合、村内及び近隣を含め重症心身障がい児等が利用できるサービスの確保に努めます。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のための協議の場として、令和4年度に地域自立支援協議会に子ども部会を設置し、関係機関等との連携を図っています。

医療的ケア児等に関するコーディネーターは、令和4年度に2人配置しています。

④ 発達障がい者等に対する支援（活動指標）

発達障がい者等に対する支援の活動指標を次のように定めます。

事項	数値	考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム ¹² 等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数	受講者数 17人 実施者数 1人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況数を勘案し、令和8年度の受講者数の見込みを設定する。
ペアレントメンター ¹³ の人数		現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況等の数を勘案し、令和8年度のペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
ピアサポート ¹⁴ の活動への参加人数		現状のピアサポートの活動状況等の数を勘案し、令和8年度の活動への参加数の見込みを設定する。

¹² ペアレントトレーニング、ペアレントプログラム：子育ての悩み等、具体的な解決策の見つけ方につながる、考え方や取り組み方を具体的に知ることができる、具体的な養育スキルを獲得することを目指すトレーニングプログラム。

¹³ ペアレントメンター：発達障がいのある子どもを育てた経験のある親で、同じ立場でよき相談相手となる人。

¹⁴ ピアサポート：同じような立場や境遇、経験等を共にする人同士（ピア）の支え合い。

⑤ 障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

本村の利用ニーズ及び受け入れ基盤の体制等を踏まえ、整備目標を以下のように設定します。

障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

事 項	令和4年度末 の実績 (人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	27	27	27	27
認定こども園	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業	10	12	12	12
幼稚園	37	37	37	37

医療的ケア児の人数(令和5年4月1日現在)

0歳以上～3歳未満	3歳以上～6歳未満	6歳以上～18歳未満	合計
4	1	2	7

5. 指定障がい福祉サービス等の見込み量の設定

(1) 第7期障がい福祉計画に係る活動指標等（サービス等見込み量等）

1) 訪問系

サービス名	サービス内容
①居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をヘルパーが行うサービスです。
②重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ・食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。
③行動援護	知的障がいや精神障がいにより危険を察知しづらいなど、行動することに困難があり、常に介護が必要な方に、介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。
④同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。
⑤重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、意思の疎通が難しい方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービスです。

①居宅介護

【見込み量算出の根拠】

居宅介護は、平成29年度から令和4年度の年平均伸び率から利用者数を見込み、令和5年6月利用実績の1人あたり利用量（11.1時間）を乗じて利用量を算出しています。

		第5期	第6期計画			第7期計画			R2～R4 (平均値)	H29-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)		
居宅介護 (乗降介助除く)	利用者数 (人/月)	49	43	61	67	72	77	82	51.0	6.8%
	利用量 (時間/月)	789	699	818	741	796	852	907	768.7	

②重度訪問介護

【見込み量算出の根拠】

重度訪問介護は、平成29年度から令和4年度の6年間の年平均伸び率がマイナスになるため、令和2年度から令和4年度の平均利用者数をもとに利用者を見込みます。利用量は、利用者数に令和5年6月利用実績の1人あたり利用量（120.6時間）を乗じて算出しています。

		第5期	第6期計画			第7期計画			R2～R4 (平均値)	H29-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)		
重度訪問介護	利用者数 (人/月)	10	8	7	7	8	8	8	8.3	-2.6%
	利用量 (時間/月)	688	717	900	844	850	850	850	768.3	

③行動援護

【見込み量算出の根拠】

行動援護は、平成 29 年度から令和 4 年度の年平均伸び率が高すぎるため、令和 2 年度から令和 4 年度の利用者の増加人数をもとに利用者数を見込み、令和 5 年 6 月利用実績の 1 人あたり利用量（17.0 時間）を乗じて利用量を算出しています。

		第5期	第6期計画			第7期計画			R2～R4 (平均値)	R2-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)		
行動援護	利用者数 (人/月)	5	6	9	9	10	11	12	6.7	35.1%
	利用量 (時間/月)	101	113	168	153	170	187	204	127.3	

④同行援護

【見込み量算出の根拠】

居宅介護、行動援護、同行援護については、平成 29 年度から令和 4 年度の年平均伸び率から利用者数を見込み、令和 5 年 6 月利用実績の 1 人あたり利用量（14.9 時間）を乗じて利用量を算出しています。

		第5期	第6期計画			第7期計画			R2～R4 (平均値)	H29-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)		
同行援護	利用者数 (人/月)	6	6	8	9	10	11	12	6.7	9.9%
	利用量 (時間/月)	97	70	144	134	149	164	179	103.7	

⑤重度障害者等包括支援

【見込み量算出の根拠】

重度障害者等包括支援は、利用実績がなく相談もないため見込んでいません。

		第5期	第6期計画			第7期計画			R2～R4 (平均値)	H29-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)		
重度障害者等	利用者数 (人/月)									
包括支援	利用量 (時間/月)									

2) 日中活動系サービス

サービス名	サービス内容
①生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。
②自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間における身体機能や生活能力向上のための、必要な訓練を行うサービスです。
③自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間における身体機能や生活能力向上のための、必要な訓練を行うサービスです。
④就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。
⑤就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
⑥就労継続支援 A型	企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
⑦就労継続支援 B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
⑧就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がい者で、就労に伴う環境変化等により生活面の課題が生じている者に対して、企業や自宅等への訪問等により、生活リズム及び家計や体調の管理などに関する課題解決に向け必要な連絡調整、指導助言等の支援を行います。
⑨療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。
⑩短期入所	在宅の障がい者（児）を介護する方が病気の場合などに、障がい者が施設に短期入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。
⑪自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対して、定期的に利用者宅を訪問し、家事など課題や体調の変化等について確認、必要な助言や医療機関等との連絡調整を通じて地域生活を支援します。

①生活介護

【見込み量算出の根拠】

居宅介護は、平成 29 年度から令和 4 年度の年平均伸び率から利用者数を見込み、令和 5 年 6 月利用実績の 1 人あたり利用量 (15.0 日) を乗じて利用量を算出しています。

		第5期	第6期計画				第7期計画			R2～R4 (平均値)	H29-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)			
生活介護	利用者数 (人/月)	127	137	143	143	156	170	185	135.7	8.8%	
	利用量 (日/月)	2,206	2,048	2,336	2,148	2,343	2,554	2,779	2,196.7		

②自立訓練（機能訓練）

【見込み量算出の根拠】

自立訓練（機能訓練）は、令和 3 年度に 1 人の利用がありましたが、近年利用実績がなく相談もないため見込んでいません。

		第5期	第6期計画				第7期計画			R2～R4 (平均値)	H29-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)			
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)		1						0.3		
	利用量 (日/月)		23						7.7		

③自立訓練（生活訓練）

【見込み量算出の根拠】

自立訓練（生活訓練）は、平成 30 年度から令和 4 年度の年平均伸び率から利用者数を見込み、令和 5 年 6 月利用実績の 1 人あたり利用量 (18.4 日) を乗じて利用量を算出しています。

		第5期	第6期計画				第7期計画			R2～R4 (平均値)	H30-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)			
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	6	8	7	7	7	7	7	7.0	3.9%	
	利用量 (日/月)	108	144	117	129	129	129	129	123.0		
※	うち精神障害者の利用者数 (人/月)	6	8	6	6	6	6	6	6.7	0.0%	

④就労選択支援

【見込み量算出の根拠】

就労選択支援は、新規サービスで利用動向が不明なため見込んでいませんが、村独自の「障がい者雇用促進事業」を通じて、就労支援の充実及び一般雇用の拡大に努めます。

		第5期	第6期計画				第7期計画			R2～R4 (平均値)	H29-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)			
就労選択支援	利用者数 (人/月)										
	利用量 (日/月)										

⑤就労移行支援

【見込み量算出の根拠】

就労移行支援は、平成 29 年度から令和 4 年度の 6 年間の年平均伸び率がマイナスになるため、平成 30 年度から令和 4 年度の平均利用者数から利用者数を見込み、令和 5 年 6 月利用実績の 1 人あたり利用量(18.8 日)を乗じて利用量を算出しています。

		第5期	第6期計画				第7期計画			H29～R4 (平均値)	H29-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)			
就労移行支援	利用者数 (人/月)	9	10	8	9	10	10	10	10.3	-4.4%	
	利用量 (日/月)	108	205	161	169	170	170	170	179.5		

⑥就労継続支援A型

【見込み量算出の根拠】

就労継続支援A型は、平成 29 年度から令和 4 年度の年平均伸び率から利用者数を見込み、令和 5 年 6 月利用実績の 1 人あたり利用量(17. 日)を乗じて利用量を算出しています。

		第5期	第6期計画				第7期計画			R2～R4 (平均値)	H29-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)			
就労継続支援A型	利用者数 (人/月)	39	42	40	37	38	39	40	40.3	2.1%	
	利用量 (日/月)	773	810	795	648	666	683	701	792.7		

⑦就労継続支援B型

【見込み量算出の根拠】

就労継続支援B型は、平成 29 年度から令和 4 年度の年平均伸び率から利用者数を見込み、令和 5 年 6 月利用実績の 1 人あたり利用量(15.8 日)を乗じて利用量を算出しています。

		第5期	第6期計画				第7期計画			R2～R4 (平均値)	H29-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)			
就労継続支援B型	利用者数 (人/月)	156	152	177	177	193	210	229	161.7	9.0%	
	利用量 (日/月)	2,943	2,634	2,984	2,802	3,055	3,324	3,625	2,853.7		

⑧就労定着支援

【見込み量算出の根拠】

就労定着支援は、年度によって利用者数が0～3人と変動が大きく想定が難しいため、令和5年6月の利用実績をもとに、年度ごとに1人の利用者増を見込みます。

		第5期	第6期計画			第7期計画			R2～R4 (平均値)	H29-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)		
就労定着支援	利用者数 (人/月)	3		1	1	1	2	3	1.3	0.0%

⑨療養介護

【見込み量算出の根拠】

療養介護は、平成29年度から令和4年度の6年間の年平均伸び率がマイナスになるため、令和5年6月実績値を3年間の利用者数として見込みます。

		第5期	第6期計画			第7期計画			R2～R4 (平均値)	H29-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)		
療養介護【人分】	利用者数 (人/月)	8	8	8	8	8	8	8	8.0	-2.3%

⑩短期入所

【見込み量算出の根拠】

短期入所（福祉型）は、平成29年度から令和4年度の年平均伸び率から利用者数を見込み、令和5年6月利用実績の1人あたり利用量（4.7日）を乗じて利用量を算出しています。

短期入所（医療型）は、利用実績がなく相談もないため見込んでいません。

		第5期	第6期計画			第7期計画			R2～R4 (平均値)	H29-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)		
短期入所(福祉型)	利用者数 (人/月)	30	25	30	33	33	33	33	28.3	-1.9%
	利用量 (日/月)	316	208	278	154	160	160	160	267.3	
短期入所(医療型)	利用者数 (人/月)									
	利用量 (日/月)									

⑪ 自立生活援助

【見込み量算出の根拠】

自立生活援助は、利用実績がなく相談もないため見込んでいません。

		第5期	第6期計画				第7期計画			R2～R4 (平均値)	H29-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)			
自立生活援助	利用者数 (人/月)										
※	うち精神障害者 の利用者数										

3) 居住系

サービス名	サービス内容
① 共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。
② 施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がい者（児）に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。

① 共同生活援助（グループホーム）

【見込み量算出の根拠】

共同生活援助（グループホーム）は、平成 29 年度から令和 4 年度の年平均伸び率から利用者数を見込みます。また令和 5 年 6 月の利用実績から利用者の 40%を精神障がい者と見込みます。

		第5期	第6期計画				第7期計画			R2～R4 (平均値)	H29-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)			
共同生活援助(GH)	利用者数 (人/月)	38	40	45	52	58	64	71	41.0	10.8%	
※	うち精神障害者 の利用者数	17	19	19	23	26	28	31	18.3		

② 施設入所支援

【見込み量算出の根拠】

福祉施設入所者の地域生活への移行目標などの国の基本指針を踏まえつつ、これまでの退所者及び入所希望者の動向に基づき利用者数を見込みます。

		第5期	第6期計画				第7期計画			R2～R4 (平均値)	H29-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)			
施設入所支援	利用者数 (人/月)	43	46	47	45	47	47	47	45.3	3.8%	

4) 相談支援

サービス名	サービス内容
①計画相談支援	障がい者の生活課題などを把握し、適切なサービス利用につなげていくため、きめ細かなケアマネジメントによるサービス利用計画を作成します。また、支給決定後のモニタリングやサービス提供事業者との連絡調整を行い、必要に応じた計画の見直しを行います。
②地域移行支援	施設、病院等に入所、入院している障がい者に対し、住宅の確保、地域生活への移行に関する活動等の準備、同行支援及び相談支援を行います。
③地域定着支援	施設、病院等から退所、退院や家族との同居からひとり暮らしに移行した障がい者や在宅生活に不安のある方に対し、夜間を含め緊急時における連絡や相談等の支援を行います。

①計画相談支援

【見込み量算出の根拠】

計画相談支援は、年度によって利用者数の変動が大きいいため、直近6年間で最大の利用者数を見込みます。

		第5期	第6期計画				第7期計画			R2～R4 (平均値)	H29-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)			
計画相談支援	利用者数 (人/月)	94	100	82	57	100	100	100	92.0	8.7%	

②地域移行支援

【見込み量算出の根拠】

地域移行支援は、利用実績がなく相談もないため見込んでいません。

		第5期	第6期計画				第7期計画			R2～R4 (平均値)	H29-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)			
地域移行支援	利用者数 (人/月)										
※	うち精神障害者の利用者数										

③地域定着支援

【見込み量算出の根拠】

地域定着支援は、利用実績がなく相談もないため見込んでいません。

		第5期	第6期計画				第7期計画			R2～R4 (平均値)	H29-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)			
地域定着支援	利用者数 (人/月)										
※	うち精神障害者の利用者数										

(2) 第3期障がい児福祉計画に係る活動指標等（サービス等見込み量等）

サービス名	サービス内容
①児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う小学校入学前の児童向けサービスです。
②医療型児童発達支援	医学的治療を受けている方へ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など支援を行うサービスです。
③放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行う小学生から高校生まだが受けられるサービスです。
④保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスです。
⑤居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。
⑥福祉型&医療型児童入所支援	施設に入所する障がい児に対し、保護、日常生活の指導、知識技能の付与及び治療等を行います。
⑦障がい児相談支援	障がい児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

①児童発達支援

【見込み量算出の根拠】

児童発達支援は、平成29年度から令和4年度の年平均伸び率から利用者数を見込み、令和5年6月利用実績の1人あたり利用量（9日）を乗じて利用量を算出しています。

		第5期	第6期計画				第7期計画			R2～R4 (平均値)	H29-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)			
児童発達支援	利用者数 (人/月)	45	68	70	65	77	91	108	61.0	18.5%	
	利用量 (日/月)	384	475	507	582	689	815	967	455.3		

②医療型児童発達支援

【見込み量算出の根拠】

医療型児童発達支援は、令和3年度に1人の利用がありましたが、近年利用実績がなく相談もないため見込んでいません。

		第5期	第6期計画				第7期計画			R2～R4 (平均値)	H29-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)			
医療型児童発達支援	利用者数 (人/月)		1						0.3		
	利用量 (日/月)		4						1.3		

③放課後等デイサービス

【見込み量算出の根拠】

放課後等デイサービスは、令和2年度から令和4年度の年平均伸び率から利用者数を見込み、令和5年6月利用実績の1人あたり利用量（9.6日）を乗じて利用量を算出しています。

		第5期	第6期計画				第7期計画			R2～R4 (平均値)	R2-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)			
放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	163	184	184	208	221	235	250	177.0	6.2%	
	利用量 (日/月)	1,846	1,906	1,929	1,996	2,121	2,255	2,399	1,893.7		

④保育所等訪問支援

【見込み量算出の根拠】

保育所等訪問支援は、令和元年度から令和4年度の年平均伸び率から利用者数を見込み、令和5年6月利用実績の1人あたり利用量（1.2日）を乗じて利用量を算出しています。

		第5期	第6期計画				第7期計画			R2～R4 (平均値)	R1-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)			
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	42	30	36	33	36	39	42	36.0	8.7%	
	利用量 (日/月)	70	58	41	38	41	45	48	56.3		

⑤居宅訪問型児童発達支援

【見込み量算出の根拠】

居宅訪問型児童発達支援は、利用実績がなく相談もないため見込んでいません。

		第5期	第6期計画				第7期計画			R2～R4 (平均値)	H29-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)			
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 (人/月)										
	利用量 (日/月)										

⑥障害児相談支援

【見込み量算出の根拠】

障害児相談支援は、令和元年度から令和4年度の年平均伸び率から利用者数を見込みます。

		第5期	第6期計画				第7期計画			R2～R4 (平均値)	R1-R4 利用者の 年平均伸び率
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)			
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	41	48	70	39	49	62	78	53.0	26.0%	

6. 地域支援事業の見込み

(1) 必須事業

1) 理解促進研修・啓発事業（令和6年度～令和8年度の実施見込み箇所数：1箇所）

社会福祉協議会に委託し、講演会や勉強会の開催など、住民や村内企業、サービス提供事業者等を対象とした障がいに対する理解を深めるための啓発活動を行います。

村内企業に対しては、情報提供等を通じた障がい者雇用に関する理解促進に努めます。

就労移行支援・就労継続支援サービス事業者及び利用者に対しては、一般就労に向けた当事者の対応力や意欲の向上等を図る取り組みを進めます。

2) 自発的活動支援事業（令和6年度～令和8年度の実施見込み箇所数：1箇所）

当事者団体及び委託相談員へ周知活動を行い、資源開発を呼びかけます。

3) 相談支援事業

①基幹相談支援センター

既存の相談支援事業所3か所のうち、1か所の事業所を令和8年度に基幹相談支援センターへ移行します。

②基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等機能強化事業は、令和6年度から令和7年度は3か所、令和8年度は1か所が基幹相談支援センターに移行することで2か所となっています。

事業名		第5期計画	第6期計画				第7期計画		
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R2～R4 (平均値)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
相談支援事業									
①障害者相談支援事業	実施見込み 箇所数								
	基幹相談支援センター								1
	実利用見込み 者数								200
②基幹相談支援センター等機能強化 事業	実施見込み 箇所数	3	3	3	3.0	3	3	3	2
	実利用見込み 者数	487	439	479	468.3	480	480	480	280

4) 成年後見制度利用支援事業

相談実績を踏まえ、制度の周知と相談体制の充実などに努めることで、年間2人と利用を見込みます。

事業名		第5期計画	第6期計画				第7期計画		
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R2～R4 (平均値)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
成年後見制度利用支援事業	実利用見込み 者数		1		0.3	2	2	2	2

5) 成年後見制度法人後見支援事業

ニーズ把握が困難なため、計画期間において事業を見込んでいませんが、制度の周知を図りながら、必要に応じて事業を行う法人の確保に努めます。

6) 意思疎通支援事業

利用実績に基づき実施見込み箇所数を1箇所、実利用見込み者数を毎年度150人と見込みます。

事業名		第5期計画	第6期計画				第7期計画		
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R2~R4 (平均値)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
意思疎通支援事業									
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み 件数	118	174	143	145.0	150	150	150	150
②手話通訳者設置事業	実施見込み 箇所数	1	1	1	1.0	1	1	1	1

7) 日常生活用具給付等事業

利用実績に基づき、日常生活用具の給付を以下のように見込みます。

事業名		第5期計画	第6期計画				第7期計画		
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R2~R4 (平均値)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
日常生活用具給付等事業									
①介護・訓練支援用具	給付等 見込み件数	7	2	0	3.0	3	3	3	3
②自立生活支援用具	給付等 見込み件数	5	11	7	7.7	8	8	8	8
③在宅療養等支援用具	給付等 見込み件数	3	6	3	4.0	4	4	4	4
④情報・意思疎通支援用具	給付等 見込み件数	5	8	2	5.0	5	5	5	5
⑤排泄管理支援用具	給付等 見込み件数	357	283	564	401.3	580	580	580	580
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付等 見込み件数	1	1	2	1.3	1	1	1	1

8) 手話奉仕員養成研修事業

事業実績に基づき手話奉仕員養成研修の実養成講習修了見込み者数を毎年度4人と見込んでいます。

事業名		第5期計画	第6期計画				第7期計画		
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R2~R4 (平均値)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了 見込み者数			8	-	4	4	4	4

9) 移動支援事業

事業実績に基づき毎年度の実利用見込み者数を 45 人、延利用見込み時間として 2,400 時間を見込みます。

事業名		第5期計画	第6期計画				第7期計画		
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R2~R4 (平均値)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
移動支援事業	実利用見込み 者数	27	30	42	33.0	45	45	45	45
	延利用見込み 時間数	1,371	1,544	2,327	1,747.3	2,400	2,400	2,400	2,400

10) 地域活動支援センター

地域活動支援センターを 1 箇所、実利用見込み者数として令和 6 年度に 370 人、令和 7 年度と令和 8 年度に 380 人を見込みます。

事業名		第5期計画	第6期計画				第7期計画		
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R2~R4 (平均値)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
地域活動支援センター機能強化事業	実施見込み 箇所数	1	1	1	1.0	2	2	2	2
	実利用見込み 者数			242	80.7	360	370	380	380

(2) 任意事業

「日中一時支援事業」については、延利用見込み者数 30 人、延べ利用見込み者数 250 人を見込みます。

事業名		第5期計画	第6期計画				第7期計画		
		R2年度 (実績)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R2~R4 (平均値)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
日常生活支援 日中一時支援事業	実利用見込み 者数	35	34	24	31.0	30	30	30	30
	延べ利用見込 み者数	284	248	207	246.3	250	250	250	250
社会参加支援 展示・声の広報等発行	実施見込み回 数	8	8		5.3				
	延べ利用見込 み者数	9	10		6.3				

第5章 計画の進行管理

1. 計画の推進体制の構築

本計画では、行政を中心に地域自立支援協議会等を通じて、福祉サービス事業者、当事者、保護者、当事者団体など様々な関係者・関係機関が連携し、障がいのある人を支えるネットワークを構築します。

計画の推進にあたっては、相談支援事業をはじめとする地域における障がい者（児）への支援のあり方、地域の資源開発、既存サービスの改善等について協議を行う地域自立支援協議会（本会議）及び専門部会において事業目的等を共有しながら、関係者との連携により効果的な施策の展開を図ります。

2. 計画の進行管理

地域自立支援協議会（本会議）、または専門部会における協議や施策の展開に向けた意見交換等の内容を踏まえながら、定期的な取り組み状況の確認を行い、必要に応じて内容の見直しを行うことで実効性の高い計画の推進につなげます。

参 考 资 料

○計画策定スケジュール

	会議等	協議内容等
令和5年 7月7日	第7期市町村障害福祉計画及び第3期市町村障害児福祉計画の策定について（依頼） 通知	沖縄県の第7期計画策定スケジュール 障害福祉サービス等に係る国の指針概要等
7月28日	第1回 読谷村地域自立支援協議会	①地域移行ワーキング報告、②就労部会の取り組みについて、③相談部会報告、④性教育部会報告、⑤こども部会報告、⑥YPS 部会報告
8月18日	障害福祉サービス見込み量調査	市町村障害福祉計画等に係る成果目標及び障害福祉サービス見込量等の設定
9月20日	沖縄県ヒアリング	障害福祉サービス見込み量等に関するヒアリング
9月27日～ 11月14日	アンケート調査の実施	障がい者（753件）、障がい児（285件）、医療的ケア児（7件）を対象にしたアンケート調査の実施
11月1日	第1回 策定委員会	委嘱状交付、委員長及び副委員長の互選 計画策定スケジュール 計画の概要の共有
11月14日	学校指導課、こども未来課ヒアリング	取り組み状況の確認及び今後の方向性等について
11月30日	社会福祉協議会ヒアリング	取り組み状況の確認及び今後の方向性等について
令和6年 1月11日	第2回 策定委員会	誰もが安心して暮らせるむらづくりに関するアンケート調査結果、計画素案の検討
2月13日	第3回 策定委員会	計画素案の検討
2月19日	第2回 読谷村地域自立支援協議会	計画最終案の報告

改正

平成31年3月28日要綱第17号

令和2年3月24日要綱第2号

令和2年10月7日要綱第46号

読谷村障がい者計画等策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条20の規定に基づき、「読谷村障がい者計画、読谷村障がい福祉計画及び読谷村障がい児福祉計画」（以下「計画」という。）を策定するため、読谷村障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 読谷村障がい者計画の見直しに関すること。
- (2) 読谷村障がい福祉計画及び読谷村障がい児福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は15名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 障がい福祉活動を行う団体の代表
- (3) 保健、福祉、医療及び教育行政関係者
- (4) 知識経験者
- (5) 前各号に定める者のほか、その他村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とする。

- 2 委員に欠員が生じたときは、随時補充することができる。
- 3 前項により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を統括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の決議は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、委員長が緊急の決議を要し、かつ、会議の招集若しくは成立が困難なとき、又はやむを得ない事由があると認めるときは、書面による審議をもって会議の議事を決することができる。

(事務局)

第7条 委員会は、計画策定に関し調査・研究するために、作業部会を置くことができる。

- 2 委員会及び作業部会に関する事務局は福祉課に置く。
- 3 作業部会員は、適宜村長が選出する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(報告)

第9条 委員会は、計画を立案した時は、速やかに村長に具申するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日要綱第17号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月24日要綱第2号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月7日要綱第46号）

この要綱は、公布の日から施行する。

第4次読谷村障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定委員名簿

	委員名	団体名	選出区分
1	比嘉 直美	読谷村身体障害者協会	当事者団体代表
2	當山 幸子	精神療養家族会	当事者団体代表
3	宮城 幸春	読谷村身体障害者協会	地域住民(当事者)
4	山内 美恵子	読谷村社会福祉協議会	福祉関係者
5	赤嶺 幸宏	社会福祉法人残波かりゆし会	福祉関係者
6	伊波 寛也	読谷からはーい	福祉関係者
7	津波古 悟	中部圏域アドバイザー	福祉関係者
8	知念 隆生	社会福祉法人海邦福祉会	福祉関係者
9	上地 武徳	読谷村民生委員児童委員協議会連合会	福祉関係者
10	真栄城 睦子	中部保健所 精神保健班	保健・医療関係者
11	栗国 静夫	沖縄県立美咲特別支援学校	教育関係者
12	比嘉 一樹	中部福祉事務所 地域福祉班	知識経験者
13	古堅 守	読谷村役場	村職員
14	山内 昌直	読谷村役場教育委員会	教育関係者

事務局	読谷村健康福祉部福祉課 課長 玉城 勝教 係長 大湾 恵武
作業班	株式会社 沖縄計画機構 計画室長 野原 純

読谷村
第4次障がい者計画
及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行：読谷村 健康福祉部 福祉課
〒904-0392 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味 2901 番地
<http://www.yomitani.jp/>
電話番号：098-982-9209
編集協力：株式会社 沖縄計画機構